

議 長	副議長	局 長	次 長	調査係長	調 査 係

建設常任委員会会議録			
日 時	平成 28 年 3 月 16 日 (水)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 5 2 分
場 所	第 3 委員会室		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	千葉委員長、林下副委員長、石田・高橋（克幸）・川畑・ 前田 各委員		
説明員	建設部長、水道局長 ほか関係理事者		
<p>別紙のとおり、会議の概要を記録する。</p> <p>委員長</p> <p>署名員</p> <p>署名員</p> <p style="text-align: center;">書 記</p>			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、川畑委員、前田委員を御指名いたします。

付託案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

「小樽市空家等対策計画の策定について」

○（建設）川嶋主幹

小樽市空家等対策計画の策定について、報告いたします。

お手元の資料をごらんください。

本市はもとより、全国的にも増加傾向にある空き家に関し、今後の対策の指針となる「小樽市空家等対策計画」を平成 28 年度内を目途に策定いたします。

計画策定の推進体制は、資料 1 のとおりです。

本定例会に小樽市空家等対策会議条例案を提出しておりますが、対策会議の委員は、資料の 2 ですが、条例案では建築士、弁護士、学識経験者、その他市長が必要と認める者の 15 名以内、任期は 2 年としております。

その他、市長が認める者については、不動産・防犯・福祉などの各関係団体からの推薦者のほか、小樽まちづくりエントリー制度や一般公募により、市民の皆様にも参画していただきたいと考えております。

最後に、3、計画策定のスケジュールですが、対策会議を 11 月まで 5 回の開催を予定しており、第 4 回定例会に計画案の報告を行った後、パブリックコメントを経て、平成 29 年第 1 回定例会で計画の報告をいたしたいと考えております。

○委員長

「平成 28 年度臨時市道整備事業」について

○（建設）建設事業課長

平成 28 年度臨時市道整備事業について説明いたします。

予算額につきましては、対前年比 800 万円減の 3 億 6,000 万円を計上しており、そのうち 7,200 万円を債務負担分として 3 月中に発注しまして、残りの 2 億 8,800 万円を通常分として 4 月以降に発注を予定しております。

27 年度に対して減額となった理由としましては、病院関連の臨時市道整備事業が完了したためでございます。

それでは、お手元に配付しました資料に沿って御説明いたします。

まず、表紙をめくっていただきまして、左側のページの事業計画書をごらんください。

全部で 23 路線を記載しておりますが、これらは側溝や舗装の老朽化が著しい路線や溢水対策などについて、整備の緊急性、路線の格付、事業の効果などを総合的に判断しまして選定したものであります。

内訳としましては、「種別」の欄に記載しておりますけれども、側溝改良が 6 路線、道路改良が 16 路線、舗装改良が 1 路線となっております。

また、新規・継続につきましては、継続が 12 路線、新規が 11 路線となっており、続いて隣の「摘要」の欄ですが、通常分が 18 路線、債務負担分が 5 路線となっております。

個別路線の説明につきましては省略させていただきますが、図面の見方については、右のページの上段の図、1 番の幸環状 1 号線を例に説明させていただきます。

凡例に記載しておりますが、実線が 28 年度の施工区間となっており、四角の破線が 27 年度以前に施工済みの区間で、丸の点線が 29 年度以降の予定区間となっております。

また、工事の内容につきましては、標準断面図を掲載しておりますので御参照願います。

なお、これらの計画路線につきましては、今後詳細調査等により延長や内容等が変更となる可能性もありますことを申し添えます。

**○委員長**

「小樽市住宅エコリフォーム助成事業について」

**○（建設）建築住宅課長**

小樽市住宅エコリフォーム助成事業について、前回の当委員会以降の進捗状況について報告いたします。

前回の委員会で説明しましたが、事業者の方々に当助成制度を周知するため、2月16日に公会堂にて住宅エコリフォーム制度の説明会を開催し、60名の方が出席され、制度の概要、事業者登録の方法及び助成の手続などを説明いたしました。説明会の資料の抜粋を資料2としてお手元に配付しておりますので、後ほどごらんいただければと思います。

また、3月1日から助成事業資格登録の受付を行っており、今日現在で18社の申請を受付しております。

今後のスケジュールですが、規則案を基に担当部署と協議を進めており、平成28年第1回定例会で予算を議決いただいた後、施行し、4月1日から申請の受付を開始したいと考えております。

また、「広報おたる」4月号や市のホームページを通じて、市民や事業者の皆様へ当助成制度についての周知を行ってまいりたいと考えております。

**○委員長**

「市有建築物の耐震診断結果について」

**○（建設）建築住宅課長**

平成27年度に実施した市有建築物の耐震診断結果について報告いたします。

平成25年に耐震改修促進法の改正により、不特定多数の者が利用する階数が3以上かつ床面積の合計が5,000平方メートル以上の建築物について、耐震診断の実施結果を平成27年12月31日までに特定行政庁へ報告が義務づけられました。

市有建築物について、平成26年度と平成27年度の2か年で耐震診断を実施いたしました。本年度は、総合福祉センター棟と保健所棟の診断を実施した結果、耐震性能を表すIs値は、総合福祉センター棟が0.266、保健所棟が0.237でした。ともに「震度6強以上の地震に対して倒壊又は崩壊する危険性が高い」という結果となっております。

**○委員長**

「小樽市既存借上公営住宅制度（案）の概要について」

**○（建設）越智主幹**

小樽市既存借上公営住宅制度の案の概要について、お手元の資料に沿って御報告いたします。

初めに、①、目的ですが、この制度は、平成26年度に策定した小樽市住宅マスタープランにおいて、仕組みづくりについて検討することを位置づけた制度で、まちなかでの市営住宅需要に対応するために民間が所有する既存の賃貸共同住宅の空き住戸を公営住宅として借り上げ、低額所得の子育て世帯を中心に、低廉な家賃で供給することを目的としています。

次に、②の借り上げ形態ですが、まず借り上げの単位は1棟又は階、これフロア単位という形で考えております。それで、同一の棟での最少戸数は4戸以上、借り上げ期間は20年間とし、当初の借り上げ契約期間は10年間で、借り上げの継続に支障がないことを確認した上で、さらに10年間、契約延長することとします。

借り上げ戸数は、毎年度10戸程度で、おおむね3年間で30戸と考えております。

③の募集エリアは、住宅マスタープランで示すまちなか居住施策の検討エリア内で設定を予定しており、現在、検討中でございます。

④、建物ですけれども、耐火構造、準耐火構造及び木造を対象に、昭和 56 年以降の建設で新耐震基準に適合し、借り上げ期間満了時に公営住宅に規定する耐用年限、これは耐火で 70 年、準耐火で 45 年、木造 30 年を超過しない建物とし、部屋の型別は、子育て世帯を考慮し 2LDK 程度、選定方法は、選定委員会を設置し、構造や築年数などの要素を数値化した配点で評価したいと考えております。

⑤のスケジュールの予定ですけれども、これは道内でも初めての制度であり、制度の内容や補助金の関係等について北海道とも協議を進める中で、28 年度には建物の整備基準や募集エリア等の制度の詳細を決定し、また関係する団体等に向けた説明会等を開催し、市営住宅条例の改正や借り上げる住宅の募集を行い、29 年度の入居を目指したいと考えております。なお、今後も引き続き、作業の進捗状況を御報告させていただき、当委員会や住宅行政審議会でもいただいた御意見を参考にしながら、制度設計等を進めてまいります。

#### ○委員長

「平成 28 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会について」

#### ○（水道）総務課長

本年 2 月 10 日に開催されました平成 28 年第 1 回石狩西部広域水道企業団議会定例会の内容について御報告いたします。

資料がありますのでごらんください。

議案につきましては、ここに記載しておりますように議案第 1 号から議案第 3 号の 3 件であり、議決結果としましては、それぞれ可決されております。

議案の内容につきましては、お配りしている資料のとおりとなっております。このうち議案第 2 号平成 28 年度石狩西部広域水道企業団水道用水供給事業会計予算の概要について御説明いたします。

2 ページの資料をごらんください。

初めに、平成 28 年度の事業内容につきましては、第 2 条の「業務の予定量」に記載しておりますように、用水の供給先は小樽市、石狩市、当別町の 3 団体。

年間供給水量は、899 万 6,000 立方メートル。

1 日平均供給水量は、2 万 4,646 立方メートルでございます。

次に、第 3 条の「収益的収入及び支出」でございますが、用水供給事業収益といたしまして、19 億 3,035 万 3,000 円を計上しており、その内訳につきましては、営業収益 11 億 756 万 1,000 円、営業外収益 8 億 2,279 万 2,000 円となっております。

また、用水供給事業費用といたしまして 19 億 8,557 万 2,000 円を計上しており、その内訳につきましては、営業費用 15 億 9,690 万 9,000 円、営業外費用 3 億 8,766 万 3,000 円、予備費が 100 万円となっております。

次に、第 4 条の「資本的収入及び支出」でございますが、3 ページをごらんください。

資本的収入は、ございません。

また、資本的支出といたしまして 6 億 298 万 1,000 円を計上しており、その内訳につきましては、建設改良費 347 万 8,000 円、企業債償還金 5 億 9,850 万 3,000 円、予備費が 100 万円となっております。

第 5 条は、「予定支出の各項の経費の金額の流用」についてであります。消費税及び地方消費税に不足が生じた場合に、他の項から流用することを可能とするものであります。

第 6 条の「議会の議決を経なければ流用することができない経費」につきましては、職員給与費及び公債費をその対象としております。

#### ○委員長

「福祉政策における水道料金等の減免について」

○（水道）業務課長

福祉政策における水道料金等の減免について報告いたします。

生活保護受給者等、生活困窮の方のための水道料金等の減免につきましては、市長部局の福祉政策の一環として、昭和 45 年 10 月から生活保護世帯を対象に実施しており、昭和 51 年度から対象世帯に老人世帯、母子世帯、障害者世帯を加え、その後、何度かの改正を行いながら現在に至っております。

減免の対象世帯につきましては、母子及び寡婦福祉法が改正されたことに伴い、父子世帯についても母子世帯と同等の措置が求められるようになったことから、母子世帯に新たに父子世帯を加え、ひとり親世帯に改めることとし、平成 28 年 4 月 1 日申請分から適用するものであります。

なお、本件につきましては、「広報おたる」4 月号や市のホームページに掲載するほか、水道局料金センターや各サービスセンターの窓口、福祉部相談室にチラシを備え、周知を図ってまいります。

○委員長

定例会において付託された議案について、順次説明願います。

「議案第 24 号について」

○（建設）建築指導課長

議案第 24 号小樽市建築審査会条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による建築基準法の一部改正に伴い、条例で定めることとなった建築審査会の委員の任期について規定するほか、所要の改正を行うものであります。

改正内容について御説明いたします。

委員の任期についてですが、建築基準法施行規則で定める基準を参酌をしまして、その基準と同様 2 年としております。

また、このほか他の附属機関の条例と表現及び取扱いを合わせるものであります。

最後に条例の施行日についてですが、法の施行日に合わせて平成 28 年 7 月 1 日から施行したいと考えております。

○委員長

「議案第 39 号について」

○（建設）建築指導課長

議案第 39 号小樽市手数料条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、建築物のエネルギーの消費性能の向上に関する法律が、平成 28 年 4 月 1 日から施行され、エネルギー消費性能向上計画等の認定を受けることが可能になったこと、また長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則等の改正により、増築又は改築を行う場合においては、長期優良住宅建築等計画の認定を受けることが可能になったことから、これらの認定審査業務に係る手数料を定めるものであります。これらの認定を受けることができる用途は、共同住宅を含む住宅、非住宅、これらの複合建築物の全てで認定が可能であり、また基準を満たすための計算手法も複数あることから、区分分けをして手数料を定めております。

手数料につきましては、国から示された算定基準に基づき、所要審査時間に担当職員の人件費を掛けて算出しており、全道主要都市の平均的な金額となっております。

最後に、条例の施行日についてですが、長期優良住宅の施行規則及び告示、省エネ法の施行日に合わせて、平成 28 年 4 月 1 日から施行したいと考えております。

○委員長

「議案第 49 号について」

### ○（建設）建築指導課長

議案第 49 号小樽市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、風俗営業等の規則及び業務の適正化に関する法律の一部改正により、ダンスホールとナイトクラブが風俗営業施設から除かれたことに伴い、建築基準法の一部改正により、用途地域等内の建築物の制限の見直しが行われたことから、本条例の特別用途地区内における建築物の制限についても、同様の見直しを行うとともに、所要の改正を行うものです。

主な改正内容について御説明いたします。

ダンスホールとナイトクラブが風俗営業施設から除かれたことにより、まずダンスホールが特別業務地区第 1 種内における建築物の制限の対象から除外されまして、建築が可能になります。

次に、ナイトクラブは、特別業務地区第 1 種内の制限の規定箇所の見直しで、キャバレー等の風俗営業施設のグループから除外されまして、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のグループへ移行しますが、結果的には建築ができないということは変わりはありません。

また、大規模集客施設制限地区では、同様に劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場のグループに追加されることになりまして、ナイトクラブは建築できなくなります。

最後に、条例の施行日についてですが、ダンスホールに関する規定の改正につきましては、既に施行済みであることから交付の日とし、ナイトクラブに関する規定の改正につきましては、法の施行日に合わせて、平成 28 年 6 月 23 日から施行したいと考えております。

### ○委員長

「議案第 50 号について」

### ○（建設）建築指導課長

議案第 50 号小樽市建築基準法施行条例の一部を改正する条例案について御説明いたします。

今回の改正は、学校教育法の一部改正に伴い、新たに制度化された義務教育学校について規定するとともに、建築基準法施行令の一部改正に伴い、同施行令の引用条項を修正するほか、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容について御説明いたします。学校教育法が、平成 28 年 4 月 1 日に改正され、小・中一貫教育を行う学校について定義されることから、小樽市建築基本法施行条例第 18 条の教室の出入口の規定にある「小学校」を「小学校（義務教育学校の前期課程を含む）」とすることで、小・中一貫教育である場合でも、前期課程の 6 年間で前述の小学校と同様に対応するものです。

このほかに建築基本法施行令の一部改正による条項ずれに伴う引用条項の修正と所要の改正がございます。

最後に、条例の施行日についてですが、学校教育法による改正や施行日に合わせて、平成 28 年 4 月 1 日とし、条項ずれに伴う改正は、建築基準法施行令の施行日に合わせて、平成 28 年 6 月 1 日とし、所要の改正は、交付の日としたいと考えております。

### ○委員長

「議案第 57 号について」

### ○（建設）用地管理課長

議案第 57 号市道路線の認定について、お手元の資料、市道認定一覧表及び添付図面で御説明いたします。

今回、議案として提出しましたのは 6 路線でございます。

最初に、住吉神社上通線です。図面番号 1 をごらんください。

この路線は、住吉神社の裏に位置しており、もともと小樽市が用地を所有しておりましたが、現在まで市道として認定されていなかった道路でございます。

2 番目、真栄川沿横小路線です。図面番号 2 をごらんください。

この路線は、真栄 1 丁目に位置しておりますが、昭和 63 年度及び平成 17 年度に市民から土地の寄附を受けた道路でございます。

3 番目、若竹団地小路線でございます。図面番号 3 をごらんください。

この路線は、開発行為により、昭和 53 年度に築造され、開発行為の完了とともに市に帰属を受けた道路でございます。

4 番目、若竹公園通線でございます。図面番号 4 をごらんください。

この路線も開発行為により、昭和 48 年度に築造され、開発行為の完了とともに市に帰属された道路でございます。

5 番目、桜 7 号上通線でございます。図面番号 5 をごらんください。

この路線は、桜 5 丁目に位置しておりますが、平成 25 年度に市民から寄附を受けた道路でございます。

最後、第 6 番目、朝里橋パークタウン裏通線でございます。図面番号 6 をごらんください。

この路線は、一部の区間に平成元年度に開発行為によって築造され、その後、開発者から市に帰属を受けた道路を含むものでございますが、それ以外の区間につきましては、市民から寄附を受けた道路でございます。

以上、6 路線につきましては、これまで管理道路として市が管理してまいりましたが、市道路線の認定に必要な道路台帳図などの資料が整ったことから、市道の認定を行うものでございます。

なお、今回認定を予定している 6 路線につきましては、全て新規の認定となります。

#### ○委員長

質疑に入る前ですけれども、室内が非常に暑くなっていると思いますので、個々人で上着を脱ぐなり、体温調整をしていただければと思いますのでお願いをいたします。

それでは、これより、一括質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、共産党、公明党、民主党、石田博一委員の順といたします。

自民党。

---

#### ○前田委員

それでは、今、説明あった中から、何点かお聞きします。

#### ◎小樽まちづくりエントリー制度と一般公募の選考について

まず、「小樽市空家等対策計画の策定について」というところの 2 番目の「小樽市空家等対策会議構成委員（案）」で、「弁護士、建築士、学識経験者のほか、不動産、防犯、福祉関係団体からの推薦者」と、ここまではいいのですが、「及びまちづくりエントリー制度、一般公募による市民など」ということで、この 2 点があるのですけれども、この選考、構成員となるべく選考方法というのか、募集要項について、お聞かせください。

#### ○（建設）川嶋主幹

小樽まちづくりエントリー制度と一般公募の選考ということでございますけれども、まず小樽まちづくりエントリー制度は、現在、企画政策室で、その登録の作業を行っているというふう聞いております。それで、市民の方々から無作為で抽出された方々に御希望の分野の登録で、小樽市の審議会や会議の委員の登録制度ということになっておりますので、こちらに登録された方で、空き家ですから生活環境の分野に登録された方から委員になっていただくということを想定しております。

また、一般公募につきましては、まさしくどなたでもというか、年齢ですとか市内居住というのはありますけれども、広報やホームページを通じて、志望動機を書いていただいて応募をいただく。その志望動機等で、こちら側、建設部で複数の場合でありましたら、選考するというようなことを考えております。

○前田委員

ということは、建設部では、直接この募集にはかかわっていないということですか。

○（建設）川嶋主幹

一般公募は、当然、原課ですので、私どもで広報を通じて募集をしております。

それと、まちづくりエントリー制度については、まず設計として、今、企画政策室で各分野に市民の方が登録される手順になっておりますので、そちらに、企画政策室にこちらの空き家対策の委員ということで登録になった方を委員になっていただくというふうに考えております。

○前田委員

そうしたら、一般公募は担当しているというので、その中を募集要項等々含めて、お聞かせください。一般公募は、直接やっているのでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○（建設）川嶋主幹

募集要項と申しますか、要件といたしましては、市内に居住されていて、年齢が 18 歳以上、そして条件ではないですけれども、空き家に関する興味のある方ということで、広報おたるは 4 月号に募集をかけますし、ホームページは、3 月 25 日からそういった募集をする予定になっております。

○前田委員

これは、何名募集しているのですか。

○（建設）川嶋主幹

一般公募は 2 名を予定しております。

○前田委員

郵送とか何かでこういうふうにはしていないのですか、していますか。

○（建設）川嶋主幹

特別、特定の方ですとか無作為とかということで、そういった応募要項を郵送しているということはございません。

○前田委員

私のところに数日前、ある方から電話が来て、市から郵便物のようなものが届いて、何だろうということで私に尋ねがあったのですよ。要約すると、少し気持ち悪いという感じだったので、よく制度ってあるのですかというから、私はそれなりに説明はしたのです。わかりましたということだったので、そういうふうには受け取られている市民もいるのですよ、今、いろいろな手紙とか電話とかが来て、いろいろなことに巻き込まれるものですから、恐らくその方もそうだと思います。だから、私のところへこういう制度でこうなって手紙が来たのだけれども、これ何ということだったものですから、今、少し聞いたのです。恐らくこれのことなのか、こっちのまちづくりエントリー制度なのかはわかりませんが、郵送で来たということなので、建設部では直接郵便物を出していないということなのですね。だから、それはよくわかりました。そういうことで、そういうお尋ねがあったものから、話しました。

それと、既存借上公営住宅制度、中身は質問をしませんけれども、このエリア、大きく分けて四つなのですが、私の住んでいるのは東小樽地区なのですが、築港駅周辺というのは東小樽地区に入るのですか、入らないのですか、あの辺は住宅地なのですが、道営住宅もありますし。

○（建設）越智主幹

マスタープランの策定の中で出てきた築港駅周辺というところには、桜は入っていないところです。

### ○前田委員

いないということですね。

それと、この建設の住宅エコリフォーム助成事業の関係の説明会ですね、2月16日、3月1日とやっておられるようですけれども、2月16日、小樽市住宅エコリフォーム助成事業説明会、参加者60名、これは以前にもリフォームの助成をしていたと思いますので、こういう説明会をしたと思うのですが、60名というのは多いのですか、少ないのですか。

それと、これは業者さん対象なのか、それとも個人も混ぜての込みのなのか、その辺も時間がないので。

### ○（建設）建築住宅課長

前回やった参加者については、まだ数字は手持ちに持っていないのですけれども、実際、この対象者としたのは、事業者、前回リフォーム助成に登録された事業者に対して案内状を送付しております。あとは、建築関係団体に送付しております。

### ○前田委員

3月1日というのか、3月14日現在、申請17社、これは多いのですか、少ないのですか。申請するだけなら、この60社から比較するともっとあってもいいのかという気はするのですけれども、意外と少ないと、期待が持たれていないのか、期待感がないのか、この辺どうなのですか、17社というのは。

### ○（建設）建築住宅課長

以前のリフォーム助成に比べれば、登録件数というか申込みは、少し遅れているというか、少ないような気がします。私の個人的な考え方なのかもしれないのですけれども、今回、前回のリフォームと違って、ある程度塗装ですとか板金関係の専門業者の方の登録が、自分たちでは、直接請け負えないということを考えてのかもしれないので、その辺が少ない理由なのかということ。

もう一つは、これは説明会が終わってから、実際、建築工務店から、こういうのがあるのだけれども、相談に行きたいということで、そのとき申請の登録をするとか、そういうことを言っている業者もおられたので、現在では18社なのですが、前回に比べれば少ないのかという気はしております。

### ○前田委員

前回の数字、持っていないのですものね。少ないと言うけれども、意外と少ないから恐らく3分の1程度のよう気もしますが、だとするならば、非常に少ないというふうに、私は思います。

それで、これ中身を見ますと、対象となる工事ということですので、真ん中あたりの設備関係、こういうものが対象になるということで、3点出ています。これは設備なのですね。それで、私のところというか部屋に来た電話では、業者なのですので、行ってきたのと言ったら、行ってきたと言うから、どうだったと言ったら、申込みはしたが、業者側からすると非常に扱いづらいとか使いづらいというか、何とかガスとか、そういう設備屋なら、大変いいのだろうけれども、俺たちなら、なかなかこれをやっとうんぬんでお客さんに説明してやっていただくとか、そういうのはなかなか難しいという意見でございました。なので、これを参考にして、この後、進めていただきたいと、このように思います。これは要望です。

### ◎除雪について

それで、除雪の関係から入ります。

それで、イロハのイなのですので、直近までの降雪量と積雪深、今年の冬というのはどんな状態であったのか、これらについて、御説明願います。

### ○（建設）雪対策課長

本年度の気象状況でございますけれども、3月9日現在の値で御説明をさせていただきます。

降雪量の累計値は458センチメートル、それから積雪深ですが、3月9日現在でいきますと57センチメートルに

なってございますが、これまでの最大値といたしましては、2月23日、それから2月24日、この2日間で記録しており、89センチメートルとなっております。

○前田委員

あと今年はステーションが1か所増えて7か所になったのですけれども、これらのステーションの苦情件数と、その対応について。対応等は、特徴的なところでよろしいです。全部といったら大変なことになるので、明日になっても終わらないだろうから。

○（建設）雪対策課長

本年度、3月9日現在までの市民の声、これをステーション別で御報告させていただきます。

本年度は7ステーションで除雪業務を行ってございますが、北地域の第1ステーション、こちらについては255件、それから松ヶ枝地域の第2ステーション、こちらは313件、それから望洋台・朝里地域の第3ステーション、こちらは356件、それから銭函地域の第4ステーション、こちらが166件、そして手宮地域の第5ステーション、255件、勝納地域の第6ステーション、310件、今回新設いたしました若竹・桜地域の第7ステーション、こちらが245件、総件数で1,900件となっております。

それで、今年の傾向ということですが、昨年度が雪が多かったということもありまして、昨年度、こちらは3月11日現在でいくと、約3,160件ぐらい市民の声が寄せられております。それから見ますとかなり減っているという状況でございますが、特徴としては、除雪後の苦情、建設常任委員会でも出ていましたけれども、除雪後の端的に言いますと置き雪になりますが、こちらについては、昨年と比べても、大きく下がってきていないということで、どのステーションとも、やはり置き雪についての市民要望は、結構あるのかということでございます。

それで、私どもの対応として、その辺どうしたかということになりますと、置き雪については、本年度、特に今シーズンにおいて、抜本的な改善というものを取り組んでおりませんので、今後の課題というふうに捉えてございますけれども、この辺があつて先ほどの件数につながっているものと認識しております。

○前田委員

2月29日、たしか本会議かな、誰か質問したということで、ずっと今、私メモってあるのですけれども、第1ステーションから第7ステーションまでありますが、その数字はいいのですけれども、トータルで、そのときは1,608件という、たしか報告をされていたと思うのです。それで、今日聞いたら1,900件、わずかに何日たっているのですか、300件以上、苦情が発生しているのですが、もう雪解けだというこの時期になって300件もの苦情が、なぜ急激にこれが発生したのか、原因、理由、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

今、委員の御指摘ありましたのは、2月24日現在に寄せられている市民の声の件数として1,608件ということで、先ほど私が御説明させていただきましたのは3月9日の数字ですが、この間、増えている内容といたしましては、特に排雪作業に関する要望等がございまして、これが増えている中の、ある程度、大きな割合を占めているという、そういう状況です。

○前田委員

排雪、これ私のメモでいくと、増えたかというところは第2ステーションか、260件と言っていたのが313件に増えている。この第3ステーションは302と言ったのが356件、あと大きく増えているのは、第6ステーション、251件が310件、50件以上増えている。わずか13日間、2週間ないうちにこう増えているのだけれども、これ今、排雪がうんぬんと、少し私の用意していたことと違うほうに行ってしまうような感じもするが、排雪というのは、今朝の新聞にも出ているのだけれども、何がどう見誤ってというか、判断が誤ってそういうふうなことになるのか、原因。

○（建設）雪対策課長

今回、シーズンの後半といいましょうか、2月から3月にかけて排雪の要望が大きくなった理由でございますけれども、排雪作業は、本年度、大体1月24日、25日ぐらいから全ステーションで進めてきております。例年ですと、ある程度市内一円、排雪作業を進めるという流れもあるのですが、本年度はかなり少雪だったということもございまして、ある程度、道路の厳しい状況になっているエリア、山合いからずっとおりてきまして、もしくは幹線道路からやってきまして、途中である程度、道路に余裕ができてきているという状況もあったものですから、一時排雪作業を区切った中で、今後どのように進めていくかということで、まず全市的な調査を行ったということでございます。それで、その後は道路の状況を見ながら、ある程度道路が厳しくなっているところを選んで進めたということになるのですけれども、そういう作業を、排雪作業のそういった判断を進めていく中で、地域の方々から、例年ですと、この時期に入っているのですが、この時期というのは、ある程度例年ですと2月の例えば上旬なり中旬なり入ってきているという中において、まだ入ってこないという問合せですとか、なかなか入らないという中であって、本年度は入るのだろうかという問合せも来ておりますし、また本当に今年度に入ってくれるのかとか、そんなような問合せが結構増えたということもございまして、このような数字になっているのかというふうに認識しております。

○前田委員

いろいろと御説明していただきましたけれども、要するに判断を誤ったのだと、見通しを、こういう晴天になって雪がどんどん解けていくというのは当然見越してはいたが、その当時としては排雪しなくても大丈夫と、苦情は来ないだろうと、こういうことで判断を誤ったということで捉えていいのですね、私はそう聞き取ったのだけども。

○（建設）雪対策課長

この判断につきましては、私どもとしては、やはり現地の状況を見ながら対応させていただいたということで、判断については誤ったという認識ではないのですが、例年と比べて現地の状況を見ながら、ぎりぎりになるような状況になって進めたということもございまして、この辺が判断として多少厳しい目線といいましょうか、この市民の声と照らしますと、そういったものもあったのかとは感じております。

○前田委員

なかなかお認めにならないようではございますけれども、連日のように対策会議を開いているのだろうと思いますが、こういう判断も対策会議の中で判断するのだろうと思いますが、この最後の判断をする判断者というか責任者はどなたになりますか。

○（建設）雪対策課長

この排雪の判断につきましては、対策本部でもいろいろと現地を見た中で、また市長を交えて打合せをしたという流れで決めてきておりますが、最終的な判断の責任者としては、対策本部長である副市長というふうに考えてございます。

○前田委員

対策本部長である副市長、とにかく今いみじくも市長も、その会議に同席して発言しているのだ。

○（建設）雪対策課長

この打合せの中では市長も入られて、市長も建設常任委員会でも御説明させていただきましたが、各路線について結構見て回られていて、その自分の考え方というのは、この打合せの場でお話しされております。

○前田委員

この問題、深くは行きませんが、市長が発言したら、いや、それは違うとって勇気のある職員というのはおられたのですか。

(「いないべや。あれには何も言えないんだ」と呼ぶ者あり)

○(建設) 雪対策課長

会議の中では、私も現場を見た中で私の考え方をお伝えさせていただいております。ただ、最終的には、この対策本部の中でいろいろと意見、議論をした中で路線を決めていったということでございます。

○前田委員

この質問、まだする人いると思いますので、この後は残しておきますから。

それで、今年の冬は、「15センチメートル」から「10センチメートル」に出動基準を変えたということなのですが、15センチメートルだったら出なくてもよかったけれども、10センチメートルだったら、当然出のですが10センチメートル以上になったらね。これ、そのことによって、出動回数というのは当然増えたのでしょうか、何回増えたの。

○(建設) 雪対策課長

出動基準の見直しを行ったのは、補助幹線道路でございますけれども、こちらの出動回数は、当然増えてございます。

○前田委員

当然増えてございますはわかるけれども、何回増えたのだと、私、聞いているのだから、どこかの何とかさんみたいなことを言わないようにしてほしいなど。

○(建設) 雪対策課長

実際、増えている回数でございますけれども、こちらにつきましては、現在、この作業データを集計中でございます。何回というところまでお示しできないのですが、現在では、新雪除雪で出た部分と、それから路面整正で出た部分と少しプールになっております。その辺もございまして、データについては、この場でお示しできないということで御理解をいただきたいと思います。またまとめ次第、御報告はさせていただきたいと思います。

○前田委員

御報告させていただきますといたって、あなた、こういうところで報告してくれなかったら、あまり意味がないのではない、我々も力入らないでしょう。増えたのは間違いないよね、もうそれは相当増えたのだらうと思います。少雪にもかかわらず10センチメートルに下げたことによって。

それで、効果というのは当然あったのだらうと、どんな効果、あとは市民の声、この辺聞かせてください。

○(建設) 雪対策課長

除雪出動基準を見直しをした効果でございますけれども、出動基準を下げたことによりまして回数出ていますので、路面の状況としては、改善が図られているものというふうに認識しております。

○前田委員

路面としては、改善が図られていると、その路面についての苦情というのは何件ぐらいありましたか。

○(建設) 雪対策課長

路面というものに対して、そこまでは細分した集計してございませんので、私どもとして今、押さえているのは除雪依頼、要するに路面が悪かったりすると除雪をしてくださいということで、市民の声が寄せられるのですが、それに相当するといえますでしょうか、それを表しているものとして、除雪依頼の件数でいきますと、今年、少雪だったということもあります。昨年、1,138件に対しまして、本年度は、482件となっているという状況でございます。

○前田委員

1,138件の482件はいいのですけれども、路面に対する苦情というのはなかったのだ、そうしたら。それ以外のものはそうやって出たけれども。

○（建設）雪対策課長

先ほども御説明させていただきましたが、今、私が御説明させていただいたのは、あくまでも道路除雪の依頼ということでございます。この中で、当然、路面状況が悪い、もしくは除雪に入ってほしいとか、いろいろと道路が狭くなったから入ってほしいとかいろいろな苦情、要望が入っているものですから、トータルの数字でしか、今、押さえていないという状況でございます。

では、実際になかったかという、確かに私が市民の声を見ている中でも何件かは、何件かといいたいでしょうか、数は、覚えていませんけれども、やはり道路状況が悪くなってきているという声は寄せられたのは事実でございます。ただ、総数として、お示しできるのが、この除雪の依頼ということで、昨年度 1,138 件が、今年度は 482 件ということでございます。

○前田委員

これ、何件というのを押さえていないのであればどうしようもない。

それで、今年の除雪の予算額、12 億 8,400 万円のうち、今日の新聞にも出ていましたけれども、排雪にかかわる執行率 65 パーセント、こういうことなのですが、排雪ばかりではないですね、この冬期間の作業というのは。除雪もあるし、貸出ダンプもいろいろあるのでしょうか。この除排雪にかかわる、いろいろな項目あると思いますけれども、この執行率、項目別に示してください、あと金額と。

○（建設）雪対策課長

本年度の予算の執行率についてでございますけれども、予算書上では、除雪費につきましては、12 億 8,510 万円となっております、この中でロードヒーティング整備助成金、これが 10 万円、それから市内一円砂箱補充事業費 100 万円とありまして、これを除いた中で私どもは執行管理をやってございます。これを除きますと 12 億 8,400 万円となりますけれども、こちらの数字に対しての執行状況で御説明をさせていただきます。

項目としては、大きく除排雪費、それからロードヒーティング経費、雪堆積場等経費、凍結路面対策経費、貸出ダンプ経費、その他というこの項目に分けて数字をまとめてございます。

まず、個別に御説明をさせていただきますが、除排雪費、こちらについては、予算額 6 億 9,500 万円に対しまして、3 月 9 日現在の執行額、約 5 億 8,600 万円で執行率 84 パーセントとなっております。

次に、ロードヒーティング経費、こちらにつきましては、予算額 2 億 9,700 万円、これに対しまして執行額約 1 億 9,500 万円、執行率が約 66 パーセントとなっております。

それから、雪堆積場等経費、こちらにつきましては、予算額 1 億 2,700 万円、これに対しまして執行額 1 億 1,000 万円、執行率 87 パーセントとなっております。

それから、凍結路面対策経費、こちらは予算額 5,300 万円、これに対しまして執行額 4,900 万円で、執行率、約 92 パーセントとなっております。

それから、貸出ダンプ経費、こちらにつきましては、予算額 7,000 万円、これに対しまして執行額 9,800 万円で、執行率が約 140 パーセントとなっております。

その他の経費につきましては、予算額 4,200 万円、これに対して執行額が 3,500 万円で執行率が約 83 パーセントというふうになってございます。

それで、先ほど最初に御説明させていただきました除排雪費のうち、排雪作業にかかわる予算につきましては 2 億 8,000 万円で、これに対する執行額が 1 億 8,200 万円で執行率が約 65 パーセントという状況です。

○前田委員

これは、たくさん出てきたので、少し書き取れなかったけれども、65 パーセントやら 84 パーセント、66 パーセント、87 パーセント、92 パーセント、140 パーセントのものもあったと、83 パーセントも。それで、平均の執行率もあるでしょうし、不用額というのは、そうしたら、この後、出るのですか出ないのですか。これで、もう帳面、

線引いて終わりなのか。

○（建設）雪対策課長

3月9日現在の全体での執行率、こちらは、84パーセントとなっております。この中には、まだロードヒーティングの電気代の3月分の請求ですとか、それから3月9日以降で実施しております貸出ダンプですとか、私どもの最終的な雪山処理の費用ですとか、この辺がここにまだ入ってきておりませんので、これにある程度、加算がされるというふうに見込んでいます。ただ、現在の見込んでいる今後の執行状況を推計している中では、この当初予算の中で何とかおさまるものと考えてございます。

○前田委員

おさまるのはわかりましたし、いいことだと思います。

それで、前回のたしか2月29日聞いていたときと、貸出ダンプがずっと予算より下回っていたという気がしたのだけれども、今日、今、聞いたら予算額7,000万円で9,800万円で140パーセントになっていると、えらい伸びたというか、びっくりというふうに言っている人もいるが、これどうしたのですか、何か大きな動きというか市民要望というか、あったのですか。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプの執行状況ですが、これにつきましては、昨年550団体の申請がございまして、実際、442団体が排雪を利用したという状況なのですが、今年度につきましても555団体の申請がございまして、現状では、3月10日現在で433団体が利用しているような状況です。そういった状況の中で、当初の予算の算定が、今、7,000万円ということで算定をさせていただいておりますが、ここ数年、500団体を超える利用状況になっている状況から、この7,000万円の予算が果たして当初予算として組んでいいのかどうか、そういった部分の考えもあると思います。現状では、ここ数年の穏やかな気象という状況の中で、昨年、平成26年度の7,000万円へという金額に合わせて平成27年度は予算を算定したということで、現状としては、そういった問題が若干あるのかというふうに考えております。

○前田委員

先日の行われた除雪パトロールのとき、いみじくも庶務課長が、あそこの現場で、あれは最上か、いや、こうこういうわけで貸出ダンプの関係も申込みの取下げというか、そういう団体が百数十社だか二百何社あって、予算が相当それなら余るという印象を受けたのです。それと同時に、先日の2月29日の本会議でもずっと聞いていたけれども、何でこんな140パーセントに、取下げされた団体も物すごい数に上っているにもかかわらず、なぜこんなふうに140パーセント執行率になってしまったのかと、私不思議でならないのですけれども、皆さん、市民が理解できる説明してください。

○（建設）庶務課長

前回、除雪パトロールのときにつきましては、その段階での状況でお答えさせていただいたのですが、その後、3月18日まで最終的に申込みがある団体もございまして、その後半の部分についても2回目を申し込まれた団体が実施するというのもございまして、そういったことから実施団体も伸びているというような状況にあらうかと思えます。

○前田委員

あのときはそういう状態であったけれども、追加募集したのですか、だからまた応募があったと。それで、140パーセントになっているけれども、3月18日といたら、今日16だからあと2日あるのですが、今日もやっている地区もあるのでしょうか。まだこれ以上伸びていくということによろしいですか。

○（建設）庶務課長

3月14日現在で算定した速報値でございますが、14日現在の執行額につきましては、1億400万円でございます。

す。

(「1 億 400 万」と呼ぶ者あり)

1 億 400 万円でございます。今後、3 月 18 日まで実施する団体を含めた執行見込みというのは、1 億 570 万円ほど見込んでいるという状況です。

○前田委員

ということは、7,000 万円が 9,800 万円になったけれども、3 月 18 日までの見込みでは 1 億 570 万円を予定しているということで、そうしたら執行率何パーセントになるのですか、これ。

○(建設) 庶務課長

約 150 パーセントほどになります。

○前田委員

150 パーセント強ということになると思う。それこそ先ほど見込み違いだったのかという話、聞いているのですが、こんな 150 パーセントを超える見込み違いといたら相当な見込み違いで、早い話が、申しわけないが、素人というか初めてやった方ではないわけだから、そしてこの雪の降りぐあいから見て、何でそんなに大きな予算をこれだけ違ってくると思ったら、ほかの予算もそんなふうに違うのであれば、この財政なんていうのは全然もう計算が立たなくなってきて、出来高払というようなことになってしまうのではないのかという気がしますね、これ、150 パーセントを超える。降雪が、もうはるかにあつて予想の 150 パーセント以上になりましたというのなら、それについて費用もついてくるのかもしれないけれども、その逆なのにもかかわらず、なぜそのところだけ。予想のここの先ほど項目を聞いていると、いろいろな支出項目の中で 100 パーセント行っているところはどこもないのですよね、だからここだけ何で 150 パーセントを超えてしまったのかと、これ原因、捉えていますか、分析されていますか。

○(建設) 庶務課長

予算算定の積算の問題でございまして、これにつきましては、平成 27 年度の予算を算定する作業が、一定程度の降雪量を見込んだ中で算定をしていくのですが、昨年度の 1 立方メートル当たりの排雪単価、それを算定した中で予想降雪量を掛けまして予算を算定するような状況で考えておりましたが、今回、穏やかな気象というそういった条件の中で考えたときに、昨年並みの積雪量、昨年、穏やかな気象の降雪量と考えたときに、ほかの除雪費、排雪費、それが算定する中で、そこにバランスを合わせた形の中で貸出ダンプの費用は算定したということもございまして、当初の見込みとしては、現状の利用団体から申し上げまして、かなり金額が膨らむようなことも想定されたのですが、そういった形の中で 7,000 万円に調整いたしまして算定したという、そういった状況でございます。

○前田委員

るる説明いただきましたけれども、要するに積算ミスだったということによろしいのですね。

○建設部長

積算の関係ですけれども、例えば平成 26 年ですと、実は、当初は 6,800 万円の予算に対しまして、実際の決算というのは 1 億 5,700 万円というような形で、かなり増になっているということがございます。これは、長らくこういった制度を進める中で、市民の皆様からいろいろこの制度が受け入れられて利用団体が増えてきたという結果がありまして、平成 26 年度は、先ほど申し上げましたとおり当初予算の倍以上に、雪多かったのも事実ですが、そういったことになってきているといった経過がございます。

その中で今年の平成 27 年度の予算を組むときに、いろいろ数字的には計算はしたのですが、本体の除雪費については、穏やかな気象ということの中で積算したということの中で、貸出ダンプにつきましても、穏やかな数値を基本にすると、排雪量はこれぐらいであろうということの中で積算したということで、これまでの平成 22 年度からずっと 7,000 万円ベース、若干増減ありますが、そういった形で組んできているということの流れの中で、7,000

万円ということで計上したということでございます。ただ、これにつきましては実態といたしますか、これだけ利用していただいている中で、言葉は悪いかもしれませんが、ある程度補正見込みといたしますか、そういった中で積算していることも事実ですので、この積算の方法については、来年度に向けて検討しなければならないだろうというふうに考えているところでございます。

○前田委員

この項目は、もうこれでやめます。

それで、私のところに寄せられたし、私も車を運転しますからよく気がついたこと、今年の冬の。丁の字、大きな交差点は別、生活道路とか、そういうところの大きな道路は別、桜あたりだとバス通りも含まれるかという気がしますが、交差点とか横断歩道のここの角が高く、人間もそうだけれども車を運転する人もなかなか、私の車はボンネットあるので、なかなか前へ出ていかないと前、見えないという感じなのですが、この辺の苦情と対策というのは、今年の冬はどのようにされておられましたか。

○（建設）雪対策課長

交差点の雪山の苦情というお尋ねでございますけれども、本年度もこういった交差点については、なるべく気をつけるよということ、例えば排雪作業を行う際、今年は少雪ゆえにカット排雪といたしまして、一部残すような排雪作業を進めていったのですが、交差点の近くについては、少し雪山、その山を落とすような指示を出したり、る取り組んではきたのですが、雪の降り方も日々気象条件変わらな中でなかなか対応ついていない部分もいろいろ交差点で出てきたというのは苦情も結構寄せられていまして、そういう認識を持ってございます。これについては、やはり 1 日でどんと雪が降るケースもございまして、そうなりますと、その交差点の数も物すごい数がございますので、なかなかすぐさま対応できないというところもあるのですが、こういったところについて、予防保全的な考え方も含めてどういうことができるのかということについては、今後の課題だと思っておりますので、また来年度に向けて、この除排雪作業をいろいろと見直し、また検証していく中で、そういったところの対応についてもどういうことがとれるのか考えていきたいと思っております。

○前田委員

雪山が高くなるということの一つの原因の一因は、排雪をしないから結果的にはそうなるのだけれども、それで建設部としては、雪山の特に横断歩道とか交差点、これはもう雪山というのは最大値に何センチメートルまでだと、距離はここまでは何とかといういろいろ数値持ち合わせているのだらうと思いますが、参考までにお伺いしますが、これ以上になったら山を崩すとか排雪するとかいろいろあるのだらうと、その辺お聞きします。

○（建設）雪対策課長

今、お尋ねの雪山の高さ、こちらについては具体的な数字基準というのは、私どもとして、持ち合わせてございません。ただ、今までの作業の経験の中で、交差点付近であったりした場合には、ある程度視認できるような高さに下げて試みるだとかということは、やはり現場現場で対応してきているものと考えております。どうしても少雪期になりますと、カット排雪といたしまして、雪山を残しつつ作業をするということが多くなると思いますので、こういったここの交差点周辺の管理の仕方というのも、今後の課題として、いろいろと検証していきたいと思っております。

○前田委員

横断歩道とか交差点、我々 30 メートルというのは大事な距離なのだけれども、少なくともそのぐらいのところまでは一定の高さまで下げる、そういうやはり作業をしてもらいたいですね、私たちとしては。

それで、今年 400 万円の予算をとって除排雪の調査研究をしたのですよね。今のことも含めて、調査項目について、どういう項目があってどういうことになったのか、その辺、検証結果、お聞かせください。

○（建設）雪対策課長

本年度から始めております除雪路線調査業務についてですけれども、これにつきましては、本年度と、それから 28 年度、この 2 か年で最終的に整理をするということで、まだこの作業を進めている最中でございます。それで、本年度につきましては、基本的な考え方といたしましては、各路線、これを交差点単位で分割して区間別に分けて、まずその区間単位でデータ化を図っております。それで、その路線路線において道路幅員ですとか、いろいろな沿道の条件ですとかもろもろ、私どもが今後検討をしていく上で必要というデータをその路線の区間単位で整理するというデータのデータベースを、今、つくってございます。それで、この路線路線で苦情ですとか、特にどういった問題が起こり得るかということも、言ってしまうと付加的な情報としてつけ加えることはできるようにしてありますので、こういった交差点で特に毎年苦情が寄せられるですとか、そういったものについては、そのデータの中に書き加える中で、最終的にこういった小樽市内全体の道路状況を把握していきたいというふうに考えてございます。

○前田委員

2 か年でということで、今年は少雪の一つ調査結果というかサンプルが出るのだらうと思えますし、次年度は多雪になるのであれば多雪のサンプルが出るかとは思いますが、今、私、前段に申しました雪山の高さ、これもきちんと一定の基準というのか、こういうものを示して、その調査研究の中に入れてもらいたいし、この交差点や横断歩道というのは、やはり車を運転する人にとってみれば、両サイド、左右 30 メートルというのは、かなり大事な距離なのですよ、はっきり言って、車を運転すればわかると思うのですよね、いろいろなことが制約されてきますので。その部分は一定の高さまで下げていただかないと、やはり危険が増すのだらうと。これは歩行者も同じですよ、わからないでぼんと出てしまうと車がびゅっと来ると、そういうことでお互いに視認というか、目で確認できるような、そういう高さにしてもらいたい。その高さが何センチメートルなのかについては、それは低いければ低いほどにこしたことはないけれども、調査結果で恐らく研究して、一定の基準を示してもらいたい。その調査項目の中に、そのこともぜひ入れてもらいたいと、私は、今日ここでお願いをする次第でございますので、2 年後、少なくとも楽しみにしています。いかがですか。

○（建設）雪対策課長

まず、この調査自体が冬期間の道路状況というのは、本当にどういう状況にあるかということは、ある程度具体的に把握するというのを目的でやってございますので、今、前田委員から御指摘のありました交差点に絡む部分についても、付加的な情報として追加する形で取り組んでまいりたいと思います。ただ、全てはこれからこのデータが出そろってから、実際にどうするかというのは、その辺を見ながら全市的な状況を見て、それを今の改善をどうしていくのかという議論になりますので、まずはこの路線調査である程度情報を把握することに努めまして、その先こういった諸課題について、どういうふうにしていくかということに取り組んでいきたいと考えてございます。

○前田委員

ぜひ人命にかかわることですから、これはもうきちんと 2 年以内に除雪の中身、調査項目の中に入れていただいて実施するというふうに私はしていただきたいとお願いをさせていただきます。

それで、予算特別委員会をずっと部屋で聞いていました。その中の一つで、今年の冬の反省点はということで誰か質問した人がいたかと思えますけれども、再度、もう一回御答弁願います。

○（建設）雪対策課長

今シーズンを終えるに当たって、通して課題として私どもが考えている点でございますけれども、昨年来、除排雪の改善の中で、私どもとしては、沿道の雪押し場を活用しながら工夫を凝らして、例えば置き雪の軽減ですとか排雪量といいましょうか、排雪費の軽減というのは考えていくべきというふうに思っております。制度設計自体は、今、まさに検討して、何とか 28 年度から少しでも拡張できるように取り組んでいきたいということで考えておりますが、できましたら、この 27 年度の中でも少し増やせないものかと思って臨んだのですが、これなかなか現場の対

応、そこに追いつくことができなくて、思いのほか拡充ができなかったということがございます。この辺が、私もこの今、3月16日になった段階で一番大きい課題かというふうに認識しております。

○前田委員

雪置場のことを、今、おっしゃられたのですね。それで、雪置場というのは何か所も増やす予定もあったかと思えますけれども、現実には1か所だったのですか。

○（建設）雪対策課長

申しわけございません。私が今、答弁させていただいたのは、沿道の空き地を使った雪押し場のことをお話しさせていただいております。それでトラックで持っていく大きな雪堆積場、こちらについては本年度1か所増設したということございまして、こちらについても来年度以降、運搬距離の長くなっているエリアの中で1か所、また2か所という形で開設していきたいと考えているところでございます。

○前田委員

その空き地を利用したところというのがゼロ。

○（建設）雪対策課長

そうではないのですけれども、申しわけございません。今、集計値を手元に持っておりませんので、何か所かは新たに市民の協力を得ながら土地を提供していただきまして利用させていただいております。

○前田委員

では、その民地を活用しての堆積に関する、市民の協力をいただくためのその課題は何だと押さえていますか。

○（建設）雪対策課長

雪押し場の拡充に向けた課題でございますけれども、一つは、やはり広報的な周知ということがあるかと思えます。ですから、私ども懇談会の場合ですとか、機会あるごとにこういった協力依頼はしているのですが、この辺ももう少し膝を交えたような形で町会との連携を図りながら、周知、お願いを図っていく必要があるのかというのが1点考えております。

もう一つは、やはりなかなか土地を貸すということに対して、了解いただけない部分、それはただ貸すだけだったら、後々例えば汚くなったりするとか、そんなような形で市民の敬遠されるような部分もございまして、そういったものに対して何らかの助成制度を組み合わせた中で、ある程度提供してもらいやすいような制度づくりというのは必要かと思っております。この辺について、今、他都市の事例を見ながら、調査しながら、検討しているところでございますので、これについても来年の課題として取り組んでいきたいと思っております。

○前田委員

これ助成という言葉はあれなのでしょうけれども、それもプラス、要するに減免のこと、固定資産税及び都市計画税の減免、町場なんか特にそうなのでしょうが、固定資産税と都市計画税が結構高いので、無料とか貸してあげるといことは、そういないのではないかと思いますけれども、ただ全面的な減免ではなくても、いろいろパーセントの部分があるのでそれは相談事なのですが、やはり何らかのそういうものをしていかないと、ただ貸してください、貸してくださいでは、なかなかそういう用途の箇所が広がる、そういうことには結びついていかないと思います。借りた後が、消雪した後のごみ拾いだとか、そんなことを含めてきちんと管理をするということが大事ですし、何よりも一番わかりやすいのは、減免プラス何らかの助成、そういうことが大切だと思うのです。この辺のことを考えがあるのかないのか含めてお聞きして、質問を終わります。

○（建設）雪対策課長

先ほど御説明させていただきました雪押し場の確保、拡充に向けての優遇策、こちらについては、まだどういった方向で進めていくのかというのが、具体的な検討まで入ってございませんが、他都市の事例等いろいろと調査させていただいている中では、委員のおっしゃるとおり冬期間におけるその固定資産税等の減免、期間を限定した

減免ですとか、もしくは使用料をお支払いしているですとかいろいろな形で取り組まれているというのは、今、情報としてつかんでおります。本市として、どういう形をとっていったらいいのかということについても、今後、いろいろと進めていく中で検討してまいりたいというふうに思っております。

**○委員長**

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

---

**○川畑委員**

それでは、最初に、報告、今日、何件かあるのですけれども、その中から何点が質問をさせていただきます。

**◎水道料金の減免について**

まず、今日、報告あった福祉政策における水道料金等の減免について、これは我々歓迎しているところです。それで、共産党は、以前から水道料の問題について、基本料金について、水量について、基本水量以下のところについては結構あるので、それを下げてほしいと、そういう要望をずっと長く出しているのですけれども、それらの検討については進んでいるのかどうなのか、その辺を聞かせてほしいのです。

**○水道局長**

基本水量の見直しにつきましては、毎年度、共産党からもいろいろと御質問いただいておりますけれども、基本水量だけの見直しというのは、基本水量を例えば、今、一月 10 トンにしておりますが、下げるとすれば、今度下げて例えば 5 トンにした場合、今度 5 トン以上、今まで 10 トンから下げたことによって基本水量より 5 トンと 10 トンの間の方が逆に料金が増えることとなりますので、そういう中で基本水量だけの見直しというのは、なかなか難しいと思っておりますので、次回の料金改定の際に、全料金体系全体の中で基本水量の見直しについても考えたいというふうに思っております。

**○川畑委員**

その辺の問題を詳しくここではやるつもりはないので、ぜひその基本水量の問題について、いろいろ新たな提案をきちんとさせていただきたいと、していただきたいと。そして、我々もそこに議論していきたいと思っておりますので、その辺について、いつごろそういう提案ができるのか改めて聞かせてください。

**○水道局長**

繰り返しの答弁になりますけれども、あくまで料金体系全体の見直しの際に、またいろいろと議会を含めて御提案をして協議をさせていただきたいと思っております。

**○川畑委員**

期待しておりますので、よろしく申し上げます。

**◎住宅エコリフォーム助成制度について**

それでは、別の問題ですけれども、これは住宅エコリフォーム助成制度の関係なのですが、今回、提案されましたけれども、以前、平成 27 年 12 月 16 日の建設常任委員会の際にも、私は、まず基本的に事業費が少ないと、もっと増やすべきではないかという提案をしてきました。今回、それが増えないでこのまま行っているのですが、もし申込みがオーバーした場合は、やはり当初のとおり打ち切ってしまうのか、もっとその辺の配慮をできないものかどうかという、そこを聞かせてください。

**○（建設）建築住宅課長**

この辺の予算のことについてなのですけれども、代表質問でありましたが、平成 28 年度は予算に達した時点で受付を締め切る予定です。締切り後も要望が多い場合は、翌年度の予算額について検討してまいりたいと、そういうふうに考えております。

○川畑委員

今年が小さかったから来年にしますという、それではやはり一步遅れた施策だと思うので、その辺をもっと市民が応募しやすいような体制を検討して欲しいというのは前からの私の希望です。ですから、その辺も含めてこの後も検討していただきたいと思っていますのでよろしくお願いします。

◎借上公営住宅について

もう一つは、報告の中で公営住宅の借上住宅の問題があるのですが、この中で大まかなスケジュールを載せていただきました。この問題は、非常に難しい問題が含んでいると思うのですが、借上住宅というのは、ですから、そういう意味で十分にやはり議論をする時間というか、そういう場所がないと、もう新たな問題が起きてくる可能性もあると思うので、その辺の具体的な日程的などわかれば教えてほしいし、そういう機会をぜひつくってほしいというのは私の要望なのですが、その要望に答えていただけますか。

○（建設）越智主幹

確かに制度設計の中で難しい問題があるというのは認識しておりまして、今後も作業の進捗状況等を報告させていただいて、御意見いただきながら作業を進めていただきたいと思っておりますし、住宅行政審議会でも同じように御意見いただき、そういったものについても参考にしながら作業を進めたいと考えております。

○川畑委員

ひとつよろしくお願いします。

◎除排雪について

それでは、除排雪の問題で、これまでも代表質問、そして予算特別委員会でもいろいろな意見が出ていますので、もしダブっていた点があれば勘弁してください。

今期は、降雪量も積雪深も、ともに昨年に比べて少ないという実態にありました。しかし、市民からは、いろいろな意見があります。年 2 回以上、今まで入っていた道路が今年は 1 回しか排雪していないと。あるいは、夏場でも交差がぎりぎりなところが雪山によって 1 車線になってしまっていると、そんな中でも排雪されていないと。あるいはまた業者に排雪を依頼すると、上からの許可がおりませんと、そう断られるというか、そういう市民からの要望が強く、苦情も多く寄せられているわけです。

そこで質問したいのですが、市民は、除排雪の要望や苦情についてどこに連絡すればいいのだと、たまたま私のところに電話が来た中でもステーションに電話してもなかなかいい返事がもらえないし、どこへ電話をすればいいのだとそういう意見があるので、それにまず答えていただけませんか。

○（建設）雪対策課長

市への要望先についてですけれども、こちらについては、基本的にはまず各ステーション、また直接私どもの除雪対策本部事務局に要望していただいてもいいということで懇談会等で市民の方々に周知をしているところでございます。

○川畑委員

それでは、ステーションでもいいと。ステーションでらちが明かなければ事務局へ連絡ということでよろしいですか。

○（建設）雪対策課長

ステーションで処理できる分については処理していただいていますし、ステーションで、要するになかなか理解していただけない場合は、ステーションでも対策本部にかけてくださいというふうなことで回していただいていますので、その際は、直接こちらに問合せが来て、私どもが対応させていただいております。

○川畑委員

これ、ダブるかもしれませんが、降雪量とか積雪量が少ない中で、市民から除排雪が昨年より悪くなって

いるという感じを受けていると、こういうことを言っている市民もいるのですよ。それで対策本部は、どのように受け止めているか、それを聞かせていただけますか。

○（建設）雪対策課長

市民の声の受け止め方でございますけれども、私どもとして、本年度、幹線道路を中心にして取り組ませていただいておりますがたがた道路解消のための路面整正強化、もしくは補助幹線道路におきます除雪出動基準の見直し、こちらについては、一定程度路面状況がよくなってきているという認識は持っております、こちらは、ある程度効果が出ているのかと思っはいるのですが、排雪につきましては、先ほど来、少し御説明させていただいておりましたが、少雪ゆえに路線を見ながら進めてきたということで、この作業の仕方では排雪作業が遅れたといいましょうか、ふだんやっている時期よりも後段に来ているのですとか、最終的に排雪作業を見合わせたという路線もございまして、こういったところで市民の要望といいますか、声が増えている、またそういった評価が持たれているのかというふうに認識しております。

○川畑委員

先ほども 1 点出たのですけれども、対策本部は、排雪する基準をきちんと持っているのかどうか、持っているのであれば、こんな基準なのだということを示してもらいたいのですが。

○（建設）雪対策課長

排雪作業にかかわる基準ですけれども、こちらについては、数値的なものの基準というのはございません。あくまで道路状況、またその道路の性格に応じて総合的に判断するというで進めてきているものです。では、具体的にどういところかといいますと、一つは、かき分け除雪をしているような路線で雪を両サイドに雪山として堆積していくような路線がございまして、こちらについては、堆積している雪の幅、雪の内側の幅で、そこを走る車両等考えて、要するにもうこれ以上、除排雪若しくは拡幅ができないという状況になってきた場合に排雪をしていくということが一つの考え方です。

それともう一点、もともと狭隘路線におきまして、かき分け除雪ができないような路線、こちらはどちらかという路面に雪の盤としてその雪を堆積しているような形をとってございまして、こちらについては、その盤厚がある程度厚くなってきて、なおかつ今後の暖気が予想されて、それが盤崩れを起こして交通障害を起こすというようなことが危惧されるような場合に排雪作業を進めるということで、大きくはこういった二つの考え方に基づいて排雪作業を判断しているところでございます。

○川畑委員

それでは、質問を少し変えます。

予算特別委員会の中でも結果的に排雪の許可は誰が出すのだという議論になったときに、最終的には副市長ということが出たのだけれども、その前に市長ともそれでいろいろと相談して本部がうんぬんと、そういう話が出たわけで、市長と相談すれば、結果的に先ほども出たが、市長の意見のほうが通るのだろうと。そうしたら、最終的判断は市長もすることになるのだと思うのです。そんな市長が排雪をとめた路線なんかは具体的につかめていますか、そういうのがあったら示してください。

○（建設）雪対策課長

この排雪の判断の仕方については、あくまでも市長と相談しつつ、対策本部として決めていったということでございますけれども、こういった対策本部で市長も交えた議論の場の中では、現場の見立て、また市長の考え方という中で、ディスカッション、やるやらないというのが結構ございました。それと結果として、私どもというか、この中で全体的に持ち上がった路線の中で、対策本部としての議論の中で見合わせた路線というのは、正確な路線数は、私、今記憶しておりませんが、やはり市内で見合わせた路線というのは、結構ございます。

○川畑委員

要するに市長の指示でやめたところも何か所かあると、そのことは認めざるを得ないということなのですね。

○（建設）雪対策課長

繰り返しになりますけれども、市長と相談した中で対策本部として路線を選定したということで御理解いただければと思います。

○川畑委員

では、それ、そこまでにします。

それで、雪押し場に堆積した雪がきちんと排雪されるのかどうかという問題があるのです。私のところに連絡来た中では、何ら排雪されていないよとそういう意見もありました。それで、排雪されない場合は、地主さんの承諾だとか、そういうのをきちんととっているのか、その辺を聞かせてくれますか。

○（建設）雪対策課長

道路の沿道に土地をお借りして雪押し場として利用させていただいておりますけれども、こちらについては、例年、シーズンの最終段階に入ってきて、排雪作業、雪山処理を行っているという状況でございます。ですから、まだされていないよというところにおいては、今後、処理がされていくというふうに、今、私ども判断しているところです。基本的にこの雪山、結構空き地を活用して雪山をつくりながら作業している路線もあるのですが、民有地につきましては、各ステーションもしくは私どもで事前に少なからずお願いをして了解をいただいた中で行ってございます。そして、この民有地については、基本的にはシーズンが終わる前に雪をとってお返しするというのを進めているという状況です。ただ、その土地が市有地ですとかになりますと、投げれば当然お金がかかるものだから、市の土地だったりすると、それはそのままある程度解けるのを待つという方法もとっておりまして、それはあくまでも民有地、市有地、小樽市の土地ですけれども、これによって処理の仕方を使い分けているという状況でございます。

○川畑委員

民有地の場合は、シーズンうんぬんというのは、大体いつごろまでだと考えているのですか。

○（建設）雪対策課長

こちらについては、基本的にはちょうどまさに、今、やっている最中なのですが、3月に入りまして雪解けが進んでくるようなときに、最終的に全部処理する方向で進めてございます。

○川畑委員

いつごろ大体何日ぐらいというか、中旬以降ということ。

○（建設）雪対策課長

基本的には、この地域総合除雪業務、3月末日まで委託期間をとっておりますけれども、大体目標としては3月20日前後をもって、この辺の雪処理は行っていくような形で各ステーション、対応しているところでございます。

○川畑委員

ということは、3月の下旬になっても、まだそのまま残っているところは、民有地ではなくて市有地あるいは市の関連する場所だと捉えていいのですか。

○（建設）雪対策課長

基本的には、そのようなことだと考えてございます。

○川畑委員

では、質問を変えます。

第1種路線、第2種路線について、降雪量がおおむね10センチメートルとされたわけですがけれども、市民からは、降ったときには除雪されないで降っていないときに除雪に入るのはなぜなのだと質問されるのですよ、私も答えよ

うがなくて困るのですが、出勤に対する指示はどこが行ってきたのか、各ステーションなのか除雪対策本部が行っているのか、その辺について説明してください。

○（建設）雪対策課長

まず、指示の前に雪が降っているときに入らず雪が降っていないときに入るという、その辺のお尋ねですが、今シーズン、私も現場を対応させていただいた中で特徴的だったのが、結構朝方に大きな降雪があるという日が多くございました。そうなりますと、各ステーション、大体 12 時ぐらいの時間をもって除雪の出勤をする、出勤しないというのを判断していくのですが、結局、雪が朝方降るものですから除雪が出勤できなく、市民の方々は、降っているのだけれども入らないというような感覚をお持ちになられるのかと思っています。それで次の日、雪が降ってその次の日、雪が降らなくても、当然降った雪が残っていますので、そうすると私どもは、やはりある程度降った雪を除雪しなければならないということで、雪が降っていない日に除雪をしているということが結構多くございました。こういったところもあって、そういった市民の方々が疑問を持たれているのかというふうには思っているところでございます。

それと、では今度、除雪の指示についてですけれども、除雪については、大きく新雪除雪、雪が降ったときに出る除雪と路面整正での除雪というのがございますけれども、新雪除雪につきましては、基本的にはステーションの判断で、その降雪見込みでの判断に預けているところです。それに対しまして路面整正につきましては、道路の状況を見つ、パトロールは市でも、それからステーションでも行っておりますが、道路状況に応じてステーションと私どもで協議をした中で出勤させているという状況でございます。

○川畑委員

今、答弁いただいた中に、朝方が降るという、確かにそういう面もありましたよね。でも、積雪が 15 センチメートルから 10 センチメートルというふうに変更したという点では、市民は大きな期待をしていたわけですよ。それに応えてもらえていないという不満もやはりあるのだろうと思うので、その辺について今後はきちんと守っていただくような方法を検討していただきたいと。

それで、除雪の関係で最後に一つ質問したいのですが、七つのステーションがあって、雪堆積場の管理業務等を合わせると八つの業務になるのだと思うのです。これを当初は 8 人の担当員を配置するとされていたというふうに記憶に私は見ていました。しかし、その担当者は、ステーションに配置ではなくて本部詰めているという、あの狭い本部の中にぴったり人が入っているという、そういう状況があるというので、それはなぜなのか、説明していただけますか。

○（建設）雪対策課長

本年度の業務担当員の執務室の件でございますけれども、本年度から除雪対策本部の中に事務局を設けまして、建設部の他の課から応援をいただきながら一業務について 1 人の人数体制で業務を行ってきたわけなのですが、こちらについては、当初からこの事務局の中で執務をするということを想定して進めてきたものでございます。ただ、業務の流れとしては、朝、この事務局に、皆さん、出勤していただきまして、ミーティングを行い、それから各担当のステーションに出向いていただいてステーションと協議をし、またその地域内のパトロールを行い、そして対策本部に戻ってきていただいて事務处理的なものを行うという流れで進めていまして、一応常駐という形にはなっておりませんが、各ステーションとの連絡調整というのは体制を強化させていただいた中で、従前よりは連絡体制が整っているものということで進めてきてございます。

○川畑委員

なぜ、私、このことを聞くかということ、市民から除排雪の苦情や依頼があった場合は、私どもは、一般職員に言っているのではないのですよね。結局は、課長か副参事かということになるので、電話すると、課長は外勤で副参事もおられないという、そういう状況がよくあるので、それらは配置された人が表へ出て見てきて、肝心な人がや

はりそこにいなければまずいのではないかと考えていたために質問したわけです。その辺についての対策というのは考えられるのですか。

○（建設）雪対策課長

本年度、各ステーションといたしまして、各業務に 1 人の担当員を配置するという形で進めてきて、1 シーズン、今、終えようとしているのですが、この体制においても、このシーズンを通した中で、やはり突然大雪が来た場合ですとか、それとか例えば私ども管理職が何かの公務が重なっている場合とか、そういう中においては、なかなか完全な体制というのはとれなかった部分確かにございます。これについては、今シーズンについてはこういう形でやらせていただきましたが、まだ課題が残っているものと思っております。来年度以降、さらなる体制強化なり、もしくは事務の効率化なりということを考えて上で、来年の体制をまた考えていきたいと思っております。

○川畑委員

それでは、質問を変えます。

◎市営住宅の空き家状況について

市営住宅の空き家状況について伺いたいと思います。

最初に、住宅事業の特別会計について質問します。平成 28 年度住宅事業の特別会計は、今年度予算総額が前年度予算よりも 8,238 万円減少して 8 億 1,999 万 5,000 円となっているわけです。そのうち住宅管理費は 4 億 9,360 万円、市営住宅改善事業費は、祝津住宅 1 号棟から 4 号棟の長寿命化改善事業として 1 億 9,240 万円計上しています。それで、予算の明細書では、祝津住宅 1 号棟から 4 号棟とありますけれども、平成 27 年 2 月に修正した 27 年から 31 年の調整プログラムにのっとった改善事業なのかどうなのか聞かせていただきたいのです。

○（建設）越智主幹

その改正された後のプログラムにのっとった事業でございます。

○川畑委員

それで、市営住宅の改善事業で、小樽市公共賃貸住宅長寿命化計画に基づいた老朽化した市営住宅を計画的に改修する予定のようですけれども、その辺の説明をお願いできますか。

○（建設）越智主幹

長寿命化計画につきましては、平成 21 年度に策定されて 22 年から運用されていますけれども、計画立てて、順次、その計画にのっとって屋根ですとか外壁等の改修をして建物を長持ちさせるという、そういう改修工事をしていくということで実施しているところでございます。

○川畑委員

それでは、平成 27 年度の補正予算として、今年度、平成 28 年度に行われる長寿命化のその状況について説明していただけますか。

○（建設）越智主幹

平成 27 年度の補正予算におきましては、最上 A 住宅の 2 号棟と、それと最上 A 住宅の 49 改良住宅について改修工事を行うこととしております。

○川畑委員

それで、空き家住宅を改修する、その費用の予算計上は明細書の中ではどこになるのでしょうか。

○（建設）越智主幹

予算書の管理代行業務費、指定管理者に委託している部分になりますけれども、この中に含まれております。

○川畑委員

そうしたら、管理業務のこの点では、これはどういうものに使われるのでしょうか。

○（建設）越智主幹

管理代行業務でございますけれども、指定管理者の人件費ですとか、あと事務的な経費、それから事業費ということで、例えば印刷製本費ですとか、市営住宅の維持・管理に係る諸経費、その中に退去修繕ということで退去された住宅の修繕の部分が含まれているところです。

○川畑委員

その下にある市営住宅施設整備費、これはどういうものに使われるのですか。

○（建設）越智主幹

施設整備費につきましては、市営住宅の実際の維持・管理に関する部分でございます、例えば入居している方の随時の修繕、少破修繕というような修繕ですとか、あと屋根等、除排雪、草刈りとかに係る費用、それから市営住宅の内部の例えば水道メーターですとか、そういった法的にかえなければならないものの改善費用ですとか、そういったものに使われる費用となっております。

○川畑委員

そうしたら、管理代行業務費の中には、それは入居されて退去された人方の改修するものも入っているということなのですね。

それと、市営住宅の施設整備というのは、現在も入っている人と、そういう関係は何でしょうか、その辺、説明してください。

○（建設）越智主幹

今、委員がおっしゃられるとおりで、管理代行業務については、退去された部分の修繕のみが入っておりまして、それ以外の入居されている方についての修繕とか、そういったものについては、全部施設整備費の中に入っております。

○川畑委員

それで、市営住宅の空き家状況は、全市の調査には、私は行っていませんけれども、地域住民から塩谷の市営住宅に空き家の戸数が多いと、そういう声が聞こえてきます。それで、塩谷の市営住宅で入居を募集する住宅はどこなのか、住宅の何号何住宅とかという中で聞かせていただきたいのです。

○（建設）越智主幹

塩谷住宅につきましては、現在、募集しておりますのは、塩谷A住宅、それから塩谷C住宅のうちの中層の住宅、それから塩谷D住宅、それと塩谷E住宅になっております。

○川畑委員

その中で、住宅団地ごとの管理戸数と入居中の戸数、そして空き戸数、募集予定戸数、修繕予定している戸数、これを分けてお示しいただけますか。

○（建設）越智主幹

まず、塩谷A住宅でございますけれども、これは管理戸数は160戸で入居中が134戸、これは平成28年、今年の2月末現在の数字でございます。

それで、入居中が134戸、空き住居が26戸、それから募集予定が3戸、修繕予定が13戸、C住宅の中層につきましては、管理戸数が134戸、入居中が115戸、空き住戸が19戸、募集予定が3戸、修繕予定が12戸、D住宅につきましては、管理戸数が30、入居中が23、空きが7、募集予定が2、修繕予定が2、塩谷E住宅につきましては、管理戸数が50、入居中が43、空き住戸が7、募集予定等はここは今はなくて、修繕予定が6戸という形になっております。

○川畑委員

今、報告を聞いた中で合計すると、修繕の予定戸数というのが33戸になると思うのです。残りの18戸、空き戸

数が 59 ですから、残りが 18 戸になると思うのですけれども、これはどんな状況になっているのかお示してください。

○（建設）越智主幹

18 戸の内訳でございますけれども、まず集会室として利用されているところが 3 戸ございます。

それから、管理上の問題等々であげざるを得ないところが 3 戸あります。

あと、離職者用ということで確保してあるのが 2 戸、建物の内部の傷みがひどくて修繕ができないという形になっているものが 10 戸、それで 18 戸ということになっております。

○川畑委員

それでは、修繕が全くできないというのが 10 戸だと。

それで、空き家住戸が 59 戸になるわけですけれども、入居募集住戸が 8 戸で修繕予定の住戸が 33 戸、そして地域住民から見ると、空き家が 59 戸もあって入居募集されないのはなぜなのだという疑問を持つのですよ。それで、塩谷地域が疲弊している状況の中で、この疲弊をもっと進めて地域全体を安楽死させるような状態に陥っているのではないかと、それを助長するのではないかという意見があるのですけれども、その辺での意見を聞かせていただけますか。

○（建設）越智主幹

まず、市営住宅につきましては、しばらく前からなのですけれども、募集してもなかなか埋まらないという状況が続いております。それで随時募集ですとか入居要件の緩和などを行っているのですけれども、現状でもやはり入居される方が少ない状況が続いておりまして、同じ部屋を継続して募集をし続ける状況になっているということが 1 点あるのと、あと修繕した部屋が長い間、使われない状態になってしまって、いざ入居する際に、また再度修繕が必要となっていることがあったということもありまして、次の空き部屋の修繕になかなか取り組みないというような状況になっているということが要因としてあると考えております。

○川畑委員

そうしたら、なかなかあきが募集しても入らないから修繕改修ができないでいるということなのですか。

これは例えば塩谷だけに限定されているのですか。

○（建設）越智主幹

市営住宅が一番、現状ではそういう入居者の募集の低下があったということがあって、それで随時募集ということ、あと入居要件の緩和が始まったということが、まず現状としてあります。その時点では、さほどではなかったのですけれども、現状でいくと少し祝津のかもめ住宅の募集状況が低下してきている状況がありまして、それについては、今後の推移を見ながら状況を見ているというところでございます。

○川畑委員

修理可能な住戸を放置することになれば、財産運用もせずに放置しているという形にもならざるを得ないのではないかと思います。やはりこの地域は入居を募集しないものと受け止められてしまって、応募をしないということも起きるのではないのかという心配もあるのですが、その辺ではどうですか。

○（建設）越智主幹

今後も入居状況とか募集状況等々見ながら着実に修繕は進めて、募集も引き続き、当然行っていくということで考えております。

○川畑委員

空き家状態についての最後に、私も意見も含めて質問しますけれども、やはり長寿命化改善事業予算を 1 億 9,240 万円計上しているわけですね。これは、屋根だとか外壁だとか、そういう断熱材だとか、そういうものを維持改善するために使われていると思うのですけれども、撤去修繕の予算についても、居住の改善を図って応募者が増えるようなそういう点で予算を増額して計上するということが必要ではないのかと私は思うのですが、そのことを希

望するのですけれども、それについていかがでしょうか。

○（建設）越智主幹

これは、もう本当に長寿命化計画につきましては、計画を立ててやっていって、交付金等々受けながらやっているということもあります。ただ、退去修繕を含めて、今ある市営住宅の維持・管理というのは、基本的には単費の中でやっているということになりますので、予算的にはどうしても限られてくるところがあるのは確かなのですが、その中でも適切な予算運用に努めて、できるだけそういう退去修繕も含めて利用可能な住宅を増やすようなことは、これからも引き続き検討し、実際にやっていきたいと思っております。

○川畑委員

住宅、人口が減るということは、その地域が疲弊するということにもつながっていきますので、ぜひその点で善処するような方法で考えていただきたいと思えます。

◎簡易水道会計について

簡易水道会計の問題について質問をします。平成 27 年度予算は、水道使用量で 542 万 1,000 円減額の補正を行っておりまして、一般会計から繰入れしているわけですが、その理由について説明してくれますか。

○（水道）主幹

水道使用料で 542 万 1,000 円の減額の補正についてですが、水産加工販売、NSC が昨年 1 月に操業停止になりました。その料金収入の減収分になります。本市への影響としては、平成 28 年度の料金収入の影響はありますが、現段階では、ほかに操業停止の情報等はありませんので、ほかに影響はないものと思えます。

○川畑委員

これは新聞にも出ていたので、そこの 1 件で未収になるのが 542 万円と結構大きな金額だと思うのです。それで、平成 28 年度予算額で、一般会計の繰入額が平成 27 年度当初予算よりも 1,102 万 3,000 円、これは 11.1 パーセントくらいになると思えます。それが増加しているわけですが、27 年度最終予算額よりも 560 万 2,000 円、5.3 パーセントになると思えます。これを増加させているわけですが、そのことを説明していただけませんか。

○（水道）総務課長

まず、平成 28 年度が平成 27 年度当初予算よりも 1,102 万 3,000 円増加した理由でございますが、先ほど主幹から答弁しておりますけれども、1 社が操業停止をしたということで、それに係る収入の減に伴うということで、歳入分がその分減収しております。

それと、歳出の部分につきましては、石狩西部広域水道企業団からの受水費が増えるということ、それから公債費、企業債の元利償還金の額、公債費の額が前年より増えるということを総体して繰入額が 1,102 万 3,000 円増えているという形になります。

それと、平成 27 年度の最終予算額の増加につきましては、これはこの定例会におきまして、先ほど言った操業停止の収入減に伴って収入が減になるものですから、収入を減額補正しております、繰入れをその分増額補正しております。それを考慮しまして実質歳出の部分、先ほど言いました企業団からの受水費の増、それから公債費の増が反映する部分が 560 万 2,000 円の増加になっている要因でございます。

○川畑委員

それでは、平成 28 年度予算の算出について、一般管理費が平成 27 年度予算に比べて 1,906 万 2,000 円増加しているわけですが、一般管理費の給水費が昨年度比 314 万 6,000 円増加した理由も説明していただけませんか。

○（水道）主幹

一般管理費の 314 万 6,000 円の増加についてですが、これは年間基本水量の増加に伴う受水費の増になります。

○川畑委員

その受水費は、毎年上がっていくものなのですか。

○（水道）主幹

受水費なのですけれども、これは平成 19 年度の事業評価時に行った需要水量推計を基に算出された年間基本水量です。平成 47 年度までは計画しております。平成 47 年度に向けて企業の操業社数が徐々に増えていくことも推定されると思いますので、毎年増加していくということになります。

○川畑委員

そうしたら、誘致企業が増えていけば採算とれるのだろうけれども、なくてもそれはその費用はかかるということと捉えていいですか。

○（水道）主幹

あくまでも、これは 47 年までの計画水量なので、現段階ではそのように捉えています。

○川畑委員

その計画は変えることはできないのですか。

○（水道）主幹

これは、現段階では事業再評価というものについては、受水費だとかの今後についてはやっていくということも考えられると思いますけれども、また事業再評価を何年にやりますよということは、今の段階ではわかりません。

○川畑委員

それでは、平成 27 年度には計上されていないもので、地方公営企業適用経費が 1,546 万 7,000 円計上されているのですけれども、その理由について説明してください。そして、地方公営企業法の適用経費とは何なのかと一緒に説明していただけますか。

○（水道）総務課長

地方公営企業法の適用経費でございますけれども、これは国が公営企業に対しまして、公営企業会計の適用を現在、進めております。中でも住民生活に密着したサービスが行われております下水道、それから簡易水道を重点事業としております。

また、この適用の期間は平成 27 年度から平成 31 年度までを集中取組期間ということで定めております。

本市におきましては、この下水道事業につきましても、既に公営企業法の適用をしておりますけれども、簡易水道事業については、これを受けまして平成 29 年度に財務規定等の一部適用を行うということとしたため、会計処理などを行うためのシステムの構築、それから固定資産台帳などの整備等を法的化に向けた事務処理を行うための経費を計上しているという形になってございます。

○川畑委員

それは還付されるというか、交付金として出るものなのですか。

○（水道）総務課長

これに伴います経費、財源につきましては、企業債が 100 パーセント充当される形になっております。平成 28 年度につきましても、企業債の収入の計上をしてございます。この企業債の元利償還金に対しまして普通交付税が 50 パーセント措置されるものでございます。

○川畑委員

要するに元金の返済の 50 パーセント、その程度なのですね、わかりました。

それでもう一つ、水道建設費が 1,100 万円、これ増加させているのですけれども、樽川配水ポンプ所外構工事とあったのですが、これはどういうことなのか説明していただけますか。

○（水道）整備推進課長

この外構工事なのですけれども、この簡易水道には、市の施設としまして配水池と配水ポンプ所がございます。ただ、この施設につきましては、今まで外柵がなく、ごみ等が投棄されてきたということがございます。こういっ

たことから、水の汚染を未然に防止するというを目的に、この施設の外柵を約 300 メートル設置するものとして 1,380 万円を計上させていただいております。

○川畑委員

それと、最後に公債費というのがあるのですが、公債費が 124 万 1,000 円増加しているのですけれども、公債費の償還額が増えているのはなぜなのか教えてください。

○（水道）総務課長

これにつきましては、平成 24 年度、それから平成 25 年に借りました企業債の元金の償還が開始されるための増額ということになるものでございます。

○川畑委員

最後、これで終わりますけれども、結局、今の償還が増えるというのは、据置期間が済んだということなのですね。

○（水道）総務課長

企業債の償還に対しましては、据置期間を設けているものですから、そういう形に今回なったものでございます。

○川畑委員

これで終わりにしますけれども、元は石狩開発株式会社が負担していたものが、結果的に石狩開発株式会社が民事再生して、それで小樽市が負担することになったと、そういうふうに向っているのですけれども、小樽市としては、これまでの経過からも北海道に応分の負担をさせるべきだと私たちはいつでも思っていて主張しているところです。道に支出を求めていくべきだと思うのですが、その辺の見解を最後に聞いて終わりにします。

○水道局長

今、川畑委員からお話がありましたとおり平成 3 年からのこの企業団に対しての経緯というのがございまして、北海道が主体的にいろいろかかわってきたという経緯がありまして、我々も北海道に対して、まずは一つは簡易水道に切りかわるような方策を検討していただいて、それを実現してほしいということも要請してございますし、また収支不足の部分については、本市に補填していただくように毎年度のように要請をしておりますし、今後も引き続き粘り強く要請してまいりたいと考えてございます。

○委員長

共産党の質疑を終了し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 10 分

再開 午後 3 時 28 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行いたします。

公明党に移します。

---

○高橋（克幸）委員

それでは、報告を聞いてから何点か伺います。

◎小樽市空家等対策計画について

まず、先ほど報告いただいた空家等対策計画の策定について御説明がありましたので何点か伺います。

3 のスケジュールの件ですけれども、本年 12 月には第 4 回定例会に計画案を報告するとなっておりますが、私は、これ非常に大事な案件だという認識を持っておりますので、できれば第 3 回の空家等対策会議以降、第 3 回定例会

に中間報告をぜひしていただきたいと思うのですがいかがでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

今、御質問のありましたスケジュールでは、5月から11月までで5回ほど空家等対策会議というものを予定しています。第3回定例会となりますと、この予定でいきますと、第3回の空家等対策計画ということで、事務局で素案をつくって、それについて御意見をいただいたという、委員からも中間報告ということがありますけれども、その時点でのものというのはお示しすることはできるかと考えております。

○高橋（克幸）委員

先ほども述べましたように、これは以前から各議員が取り組んできた、もしくは質問をしてきた内容であります。ぜひとも議会の議論、そういうものも反映をしていただきたいと思っていますし、そういう中で議論する機会をつくってほしいというのが私の趣旨ですので、その辺、そういう観点で中間報告をいただくということによろしいでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

第3回定例会で、その時点での案を報告させていただきたいと思っております。

○高橋（克幸）委員

もう一点お願いしたいのは、中身の問題ですけれども、まずこれ原案、たたき台は事務局でつくるのでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

ここにスケジュールが書いてありますけれども、段階を追って第2回空家等対策会議になりますと計画の構成、論点の検討という、その後に素案ということでもありますので、この辺の準備というのは事務局、空き家対策担当で。その前に、上の体制図でも庁内検討会議ということで、これも空き家対策担当が事務局になって関係部署で当然、出す素案ですとか論点ですとか庁内的にも話し合っていきたいと思っておりますので、案については、事務局で作成していった提出したいとは思っております。

○高橋（克幸）委員

要望なのですけれども、これ以前から議論をしていて、市民の皆さんが一番望んでいるのは、できるだけ早急に対策をしてほしいという実効性の問題です。特に、前にもお話ししているかもしれませんが、崩れかかっている廃屋みたいな空き家、それから毎冬のように幹線道路や道路に落ちる雪を持った、そういう屋根の構造をした空き家、それから緊急性、危険性を伴っているもの、こういうものをできるだけ早くやってほしいというのが市民の要望なわけですね。ですから、この実効性を担保する、なかなかすぐにはできないとは思いますが、そういう方向にできるだけなっていくような考え方、仕組み、方法をぜひともその素案の中に入れていただきたいと思っておりますが、これはいかがでしょうか。

○（建設）川嶋主幹

今回、報告いたしましたこの空家等対策計画につきましては、国の特別措置法において計画策定の場合には決められている、こういうことは必ず入れなさいという事項がたしか9点ほど。例えば、計画の期間ですとか、その中にいわゆる特定空家に対する、特定空家というのは、今、委員が言われた危険な空き家ということなのですけれども、それに対する措置等も計画の中に入れていきなさいということになっておりますので、その特定空家のスピード感というのは、まだ現在ではどの程度かというのは書けませんけれども、そういった内容も含む計画になるものと考えております。

○高橋（克幸）委員

これについては、またその都度議論をさせていただきたいと思えます。

◎市有建築物の耐震診断結果について

次に、平成 27 年度耐震診断結果が出ました。この内容についてはうんぬん申すことはないのですが、今後の議論の性格上、これも要望なのですけれども、これまで耐震診断をした結果の一覧表を各施設ごとにつくっていただけないかと思うのですがいかがでしょうか。

○（建設）建築住宅課長

平成 26 年度、平成 27 年度で実施した市有の各施設の耐震診断の結果の一覧表ということなのですけれども、こちらは昨年のデータもありますので、その辺と今回のをくっつけたような形の Is 値が出ているような感じの表でよろしかったでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

それであれば、こちらで一覧表のようにしてペーパー 1 枚くらいでまとめて御報告したいと思います。

○高橋（克幸）委員

それで、今後のこういう建物についてどうするのかという議論は、恐らく建設部だけではできないのだろうと思うわけなのですが、逆に、では建設部として何ができるのか、どういうことを考えていかなければならないのかという点についてお答えをいただきたいと思います。

○建設部松木次長

今、耐震結果ということで、平成 26 年、27 年にわたって一定の規模のものについて市有の公共建築物の耐震結果を出しました。それに基づいて、今後、計画をされる、財政部でやってごきますけれども、公共建築物の管理計画、そういった中で、今後、小樽としてのこれからのインフラ整備をどういうふうにしていくのかという部分を含めてやっていかなければいけないのだろうと思っています。

建設部としてどういうふうにかかわっていくかといいますと、その辺の中で技術的なものですとか実際の施工とか、どういった形でまちづくりをやっていくとかか、その辺のことを含めて、かかわれる部分については、きちんとかかわっていききたいと思っています。

○高橋（克幸）委員

今、お答えいただきましたけれども、私は一番大事なものは、やはり金目の問題だと思います。実際に、では直す、壊す、建て直すといったときに財政上の問題が出てきて、では幾らかかるのだと、どっちが費用対効果があるのだという具体的な数値、それから方法、これが出てくるわけですね。具体的に、ではいつまでというのがないだろうとは思いますが、私は、誰か特定の担当をもし決められるのなら決めていただいて、今後のこの施設の老朽化対策についての担当者、決めていただければ、そこで具体的に進められるのではないかと思うのですが、これはマンパワーの問題もありますから、今すぐ答えを出せないかもしれませんが、この点についてはいかがでしょうか。

○建設部長

おっしゃるとおり、人の話ですので、ここで今、結論的なものは申し上げられませんが、市全体の中で、当然議論していくものだと思っています。その中で、私ども担当、総務部が中心になるかもしれませんが、そういった中での要請に応じて、必要であれば担当を決める、もしくはマンパワーを出すと、そのようなことの支援といいますか、部内の話なのですが、そういった形での協力というと外に対する形になるかもしれませんが、そういったことでの協力はしていきたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

◎既存借上公営住宅について

次に、既存借上公営住宅の説明がありました。要は、平成 28 年度中に募集をしていくということなのですが、一定程度、前のお話ですと、ワンフロアあいているような民間マンションがあるのだというお答えでしたが、建設部のめどとしては、この 10 戸掛ける 3 か年というのは見通しがついているということによろしいのでしょうか。

○建設部武藤副参事

以前に業界、宅建協会の小樽支部と小樽市アパート業協同組合に聞き取りをしたときの情報で前回もお答えをしていますけれども、今回、この制度設計中に改めて賃貸住宅の調査というのはしていないところです。ただ、聞くところによると、やはりワンフロアあいているものがあるところが、中心部といたしますか、範囲であるということですので、私どもの制度設計の中での条件を業界に説明したり示す中で、この辺で考えていきたいとは思っております。

○高橋（克幸）委員

それで、このスケジュール表を見ますと、説明会が、これですと春ころになるのでしょうか、そのように見えませんが、大体市民の皆さんに、もしくは対象者の皆さんにいつころこれを周知させる予定なのか、説明会はいつごろ予定されているのか、概略で結構です、もし決まっていたらお聞かせください。

○（建設）越智主幹

大変あれなのですけれども、現時点では明確な時期というのはまだ決まっておりません。今後、先ほど説明の中でもお話しさせていただきましたけれども、北海道の協議等々含めて作業を進めていく中で、今、決まっていくというふうに考えておまして、このスケジュール等につきましても、随時御報告してまいりたいと考えております。

○高橋（克幸）委員

もう 4 月から新しい年度になるわけですが、全然まだ何も決まっていないのですか。

○（建設）越智主幹

この説明会についてのスケジュールというのは、まだ決まっていないところです。

○高橋（克幸）委員

では、いつまでに説明会を開かなければならないということになりますか。

○（建設）越智主幹

これは募集がこの丸ということについておりますけれども、この募集の時期によって決まってくると考えておりますが、募集の時期の一定期間の前に、もちろん説明会をやっていかなければならないということで考えておまして、この募集の時期が、先ほどの繰り返しになってしまいますけれども、今後の制度設計の中で決められてきて、そのスケジュールの時期に合わせた形で説明会の時期も決まってくると考えております。

○高橋（克幸）委員

よくわからないのですけれども、この平成 29 年度の入居というのも 4 月からとか夏からとか、これも決まっていないということですか。

○（建設）越智主幹

ここについても、そこを目指したいということでお話しさせていただきましたけれども、時期については、まだはっきりはしていないところです。

○高橋（克幸）委員

では、これはまた別な機会に質問させていただきます。

◎除排雪について

それでは、除排雪について、何点か質問させていただきます。

まず、継続審査中の案件、陳情第 10 号、平成 27 年第 4 回定例会で議論をさせていただきました。赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方についてという陳情が出ておりました。このときにいろいろ議論させていただきましたけれども、建設常任委員会として視察をしてきたわけですが、私は前回の議論の中で 2 点要望したという記憶があります。1 点は、赤岩郵便局付近の狭隘な部分の検討が必要ではないかということです。

それからもう一つは、あそこが非常に道路が狭いので、どうしても歩道のないところもありますけれども、端が

アールになってしまっていて非常に危険であると。その対策もできないかという、この二つの検討をお願いしていましたが、今回の除雪をした経過の中で、この 2 点についてはどうだったのかお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

陳情に上がっておりました赤岩 2 丁目の道路の件でございますけれども、こちらについては、今、高橋委員の御指摘の部分について、できるだけ検証できるようにこの作業を進めてきたところです。この 1 年通して見ている中では、一応第 1 種路線となっております、除雪出動基準を高めたということもございまして、雪盤の状況は、また比較的よかったと認識しております。それで、一番気にしていた雪山の関係とかについては、今年については、もう御承知のとおり少雪であったこと、それからかなり暖気が繰り返してきたということもございまして、雪山の成長がさほどなかったということもございまして、そういったことから、このシーズン通しまして比較的良好な道路状況にはなっていたのではないかと考えております。ただ、一応この路線については、今、検証、この作業の中の一つとして、特に重点的に検証するよう現場にも指示し、資料をつくらせておりますので、この結果等につきましても、第 3 回定例会ぐらいには、一定程度まとめて報告できるのかと考えておりますが、今、まさに検証中ございまして、わかる範囲ではこの程度でございます。

○高橋（克幸）委員

検証が出たらお願いします。

以前の議論の中で疑問だったのが、公的施設の建設時、赤岩保育所だとか「特別養護老人ホームはる」だとかありましたけれども、視察に行ったときに付近の住民の方々複数から、あの建設当時に市から除雪については十分配慮するからという、そういう趣旨のお話があったと伺っておりました。その当時の、では会議録だとか文書だとかというのは、あるのかないのかという議論までしたかどうか、私、定かではないのですけれども、この住民との協議、もしくは協議みたいなものというの記録があるのかないのか、その辺、もう一度確認をしたいと思えます。

○（建設）雪対策課長

前回のその御指摘を受けて少し調べてはみたのですが、まだ御回答できるというか、どういう資料が残せたというところまでは見つからない状況でして、今、お答えできる状況でございません。申しわけございません。

○高橋（克幸）委員

その記録を探ることが可能か不可能か、それも含めて今日答えてくれとは言いませんから、第 2 回定例会まで時間を区切りますので結果どうだったのか、そういう口頭の聞き取りも含めてぜひやっていただきたいと思えます、そういうことがあったのかなかったのか、当時の担当者がもう恐らくいないでしょうし、どこまで聞き取りができるか、ペーパーが出てくるかわかりませんが、ぜひそれはお願いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○（建設）雪対策課長

今の御指摘いただいた件につきましては、聞き取り等も含めて、可能な範囲で調べましてお伝えしたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

では、よろしくお願いします。

次に、先ほど貸出ダンプのお話が出ておりました。答弁によりますと、150 パーセントまでに膨れ上がったということでしたけれども、どうも議論を聞いていると、排雪を抑制したことによって、その影響で貸出ダンプが増えたのではないかと私は受け取ったのですが、そのような認識でよろしいのでしょうか。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプの申込みにつきましては、まず第 1 回目につきましては、12 月中に申込みを受付しまして、2 回目につきましては 2 月の月上旬を締切りとして申込みしているような状況でございますので、その後、それぞれの利用団

体が排雪を行うという形になっておりますので、そういったことから排雪を抑制したことによる貸出ダンプが増えたという、そういった状況にはないと思っております。

○高橋（克幸）委員

直接影響がなかったと言えますか。

○（建設）雪対策課長

この排雪の執行状況が 65 パーセントという状況の中で貸出ダンプが見込みとして 150 パーセントになるということですが、実際に除雪路線の言ってしまうえば我々が排雪している路線と、それから貸出ダンプが申し込みされている路線、この辺を基本的にまずかぶせた上での検証というのをまだ詳細なものを行っていませんので、完全な形で、少しまた時間をいただいた中で、その検証結果もお伝えしていきたいとは思っております。

○高橋（克幸）委員

私は、先ほどの議論を聞いて、やはり何がしかの影響があったのではないかと考えているのですが、その可能性は否定しますか、肯定しますか。

○（建設）雪対策課長

貸出ダンプと除雪路線については、少し違った流れで進めていますので、この 150 パーセントというところの中で大きく関係しているかという、今、先ほど庶務課長からも答弁ありましたが、その 150 パーセントに至った部分までは直接大きな影響はないと思うのですが、しかしそれがゼロかという言いきれないと思っておりますので、こちらについては、今後、私、ステーション除雪の排雪と、それから貸出ダンプの路線等をその重ねぐあいというのを見た上で検証はしてみたいと考えてございます。

○高橋（克幸）委員

十分検証をしていただきたいと思えます。

それから、貸出ダンプについて関連してもう一点伺いますけれども、今回本会議の中で貸出ダンプの質問もありました。緑町のケースが特定されて何か質問されていたようですが、市長の御答弁では、規則だとか規約に違反はないというお話でしたけれども、再度確認しますが、今年度、町会等の団体と、そこに契約している業者、セットで申請してくるわけですが、その申請してきたそれぞれの団体、それから業者について、これまで基準、規則等に反したものがあつたのかなかつたのかお答えください。

○（建設）庶務課長

まず、申請を受けまして、それに必ず図面を添付していただくような形になっております。その図面の中に排雪する箇所をマーキングしていただくような形になりますが、その際、貸出ダンプ制度の基準に適合していない場所につきましては、ここについては排雪できませんということを申請者にお伝えしまして、全体的には、排雪する一部の部分ということになるのですけれども、基本的にはそういった部分を除いては、排雪を認めるということで申請を受理しているような状況になっております。

○高橋（克幸）委員

今年度に申請されている、そういう申請の中で各団体、業者、出ている中で、規則に違反しているとか基準に違反しているものがあつたのかなかつたのかという質問です。

○（建設）庶務課長

申請を受理しておりますので、規則に違反があつた申込みはございませんでした。

○高橋（克幸）委員

それで、本会議の市長の御答弁の中で、今までの規則と若干緩和のような改正みたいなものがあつて、その影響もあつたのかみたいなお話が出ていましたけれども、例えば集合住宅の敷地内の排雪、除雪についてのことだと思っておりますが、以前の基準では、一方しか通じていない道路は、基本的にはだめというお話だったかと思えます。相当

数の恐らく要請があって改正をされたのだらうと思いますけれども、これはどういう経緯で改正されたのか、いつから正式に明文化されたのかお答えください。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプ制度につきましては、昭和 54 年から実施させていただいておりますが、これを実施する中で市民からの求め、そういったものに応じることによりまして、対象となる路線、それを拡大してきたという状況がございます。これまでそういったものについては、個別の案件ごと判断してきたという状況なのですが、利用団体も増えていくということもございまして、あと公平性の観点から極力そういったものについては明文化しようということを検討されまして、平成 22 年 10 月に貸出ダンプの利用した排雪箇所の特例ということで運用方針を定めまして、その中で特例措置を設けたというような状況になっております。

○高橋（克幸）委員

特例はいつからですか。

○（建設）庶務課長

特例につきましては、平成 22 年 10 月に運用方針を明文化したものを定めまして、そこから特例を認めているというような形になっております。

○高橋（克幸）委員

もう既に 5 年の実績があるということですね。恐らくそれ以前でも個別に対応していたと思われしますので、かなり長い期間、そういうことがあったのかと思います。

それで、市長の御答弁では、今後いろいろ検討していくようなお話がありましたけれども、これについては建設部としてどのように今後考えていかれようとしているのか、その考え方についてお聞きしたいと思います。

○建設部片山副参事

貸出ダンプ制度につきましては、いろいろな課題があるということで認識してございます。この課題につきまして、今後、市民の皆様との話合いといいますか、そういうのが必要だと思っております。

貸出ダンプ制度、先ほど御説明させていただいた昭和 54 年に設立した制度ではございますけれども、市民の皆様と市の協働の取組ということで認識してございます。その原点に立ち戻って課題を解決するということを考えていきたいと思っております。課題としては大きく 3 点ほどを考えておりまして、一つ目は、利用される方が抽選で日にちを決めるものですから、必ずしも地域住民の方が望まれているタイミングで実施できないということが課題の一つだと思っております。

二つ目は、地域総合除雪の除排雪作業との調整ですね、どうしても幹線道路については、地域総合除雪になりますけれども、貸出ダンプ制度を利用される場所というのは、幹線に隣接した狭隘な路線ですとか、そういう場所が対象になってきますので、幹線道路をダンプが通れるようなそういう状況にしなければなかなか利用も難しいのかと思っております。

2 点目は、地域総合除雪との作業の調整ということになろうかと思っております。

また次に 3 点目としては、利用団体数が増えているということで費用が増加してきております。年々うなぎ登りといいますか、青天井のような形で執行されているのが実情でございますけれども、先ほども申し上げたとおりこの事業というのは、市民の皆様との協働の取組でございますので、今後の貸出ダンプ制度の利用に当たっての運用について、地域の方々との話合いが必要であるというふうに考えております。

○高橋（克幸）委員

この貸出ダンプ制度は、ほかの市にはあまりない、私はすばらしい制度だと思っております。特に、小樽のように山坂が多くて狭隘の道路、古くからの道路があるようなところは、私は有効な手段だと思っております。今、副参事が言われたように課題もあるわけですが、十分市民の皆さんと課題を共有して、よりよい方向に行くように

さまざま検討していただきたいと思いますが、決して後ろ向きにならないような、切捨てにならないような、そういうことをぜひ検討していただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いします。

次に、除排雪について、昨日も予算特別委員会で、千葉委員長からさまざまな質問がありまして具体的な数字も出ていますので、私は重複しないようにしたいと思いますが、ただ後でメモとして出していただきたいと思いますので、今、項目を言います。本年度と同様に降雪量の少なかった年度との比較をまとめてほしいと思いますが、2006年、それから2007年、昨日の資料だとそうですね、そして今年度と、この三つを比較して、項目は降雪量、それから積雪深、平均気温、排雪量、苦情件数と、この件をまとめていただきたいと思いますが、後でメモとしていただきたいのですが、よろしいですか。

○（建設）雪対策課長

今、御依頼のあった2006年、2007年、そして今年度、それとこの項目をまとめたものについては、後日、提出させていただきます。

○高橋（克幸）委員

昨日もいろいろ議論になっていたかと思いますが、苦情件数が、以前との比較で積雪量の少ない同様の年数と比べて、2倍、3倍の苦情が来ているということだと思います。私は、件数もさることながら、その中身が非常に大事だと思うのです。その苦情の中身、内容、主にどういうことが苦情として、要望として来ているのか説明をいただきたいと思います。

○（建設）雪対策課長

排雪にかかわりまして市民から寄せられた市民の声の内容についてでございますけれども、先ほども一部御紹介させていただきましたが、まず一つとしては、例年入っている時期と今年はそれよりも遅いというか違うという内容がございます。それと、時期が遅いということもあってと思うのですが、排雪が入るのでしようかという問合せがございます。そして、この末になってきてからは、排雪をする気があるのかとかいう、そういった厳しい声も寄せられている、そういった状況です。

○高橋（克幸）委員

先ほどから何人の委員からも同じような市民からの問合せ、要望、私たちのところにも来ています。今、多いのは、やはり排雪です。本当にやってくれるのだろうかということですが、その排雪を決める手順、それを確認していきたいのですが、例年の内容ですと恐らく大体1月、早いときは初旬、普通であれば中旬から排雪作業が始まると思います。大体規定どおり大きい道路からあけて、それにつながる道路をどんどんあけていくというのがセオリーだと思いますけれども、それをあらあら毎年のように大体やっている方はもう基準としてわかっていると思うのですが、今年は少雪だったので全体的に遅くなってきたと。その原案を考えている、そのスケジュールを考えているというのは、それぞれの担当のステーションなのか雪対策課なのか対策本部なのか、それをお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

まず、今年度の排雪のスタートにかかわる判断の件でございますけれども、こちらについては、まず各ステーションが現地を見た中で、そろそろ排雪が必要になってきているという報告が上がってきまして、私も除雪対策本部の中の除排雪事業班で現地を確認し、そしてその内容を対策本部の中で報告して、最終的に今年度は1月の24、25日ぐらいというところから始めていったのですが、順番としては現地確認、そして対策本部の中で整理して排雪時期をスタートさせたという経緯でございます。

○高橋（克幸）委員

これ、七つステーションがあるわけですが、これ一斉スタートですか、それともそれぞれ違うのでしょうか。

○（建設）雪対策課長

各ステーションにおいては、早いところが 1 月 24 日からスタートしてございます。

それで、遅いステーションでは 1 月末日、たしか二十七、八日ぐらいで、そんなに間隔を置かずに全市的にスタートはしております。

○高橋（克幸）委員

そうすると、対策本部がメインで、そこからの指令で各除雪ステーションの排雪がスタートするということではないですか。

○（建設）雪対策課長

最終的なスタートを出すときには、今、言った流れで現場を見、そして対策本部の中で最終的にスタートの日程について内部で協議しということなのですが、スタートする際には市長にも報告して、この時期からスタートするというのでは始めてございます。

○高橋（克幸）委員

そこがよくわからないのですけれども、ずっと議論を聞いて、今までの除雪体制の中で、私も 17 年ぐらい議員、やらせていただいています、市長がかんだというのは 1 回も聞いたことがありません。なぜ、そういうふうになるのかよくわからないのですけれども、対策本部の中で排雪を決めるというのはどなたが決めるのですか。最終的には、本部長の責任だと言っていました、その前には雪対策課長ですか、部長ですか、片山副参事ですか。

○（建設）雪対策課長

順番としては、先ほど御説明させていただきましたが、各ステーションがパトロールをし、また私どもの除雪対策本部の中の事務局としてありまして、その中の除排雪事業班という、これは言ってしまうと雪対策課の業務を拡充したようなところでございますけれども、この職員が現地を見て、まず状況等を見ると、そこからスタートいたします。それで、各担当から私に各ステーション、もしくは業務担当員との間の中で協議した路線、スケジュールというのが私に上がってきまして、それで私も現場を確認しますし、その際、副参事、副参事が事務局長となっております、にも報告し、またそこで見立てた上で建設部長に報告するという順番で随時上に上げていって、最終的に除雪対策本部としてのまず素案というかそういったものを決めて進めてございます。

○高橋（克幸）委員

上に報告していくのはわかるのですけれども、ではどうぞスタートです、ゴーサイン出すのは、そうしたら部長なのですか。

○建設部長

仕切りとしましては、昨日、おとといですか、答弁の中にもありましたけれども、事務を進めるに当たっては専決規定という中でございまして、除排雪計画を進めるに当たっては、軽微なものについては部長が決定権を持っていると。それで、それ以外、軽微でないものについては市長が最終決定をするという形にはなっておりますけれども、現在の体制では除雪対策本部の制度を組んでおりますので、私どもの上司である副市長が本部長になっておりますので、最終的には本部長が決めるという形になりますが、その中で私どもが上げた原案を市長も交えて本部長も交えてどうやったらいいのか、排雪するのがいいのか、それともほかの手段があるのか、そういったことを議論しながら最終的に決定しているというところでございます。

○高橋（克幸）委員

組織図はわかりましたけれども、実質的に許可、指示しているのは誰なのですか、では副市長が出しているのですか、市長が出しているのですか。

○建設部長

私どもの原案を土台にたたき台にして、市長それから副市長、それから私どもが入って議論して決めているとい

うところでございます。

○高橋（克幸）委員

今の部長の話だと、合議で出しているということになりますよ、そういうことでいいのですか。

○建設部長

事実上、これまで今年進めてきた中では合議的な中でやってきているところでございますけれども、ただ最終的な責任の所在ということになれば、誰が最終的な決定権者かということになれば、本部長である副市長の決定権者ということになるかと思えます。

○高橋（克幸）委員

よくわからないのですけれども、組織というのは指示、命令系統があるわけですよ。原則論、建前はわかります。実質的に、では排雪はやってください。ゴーサイン出すというのは合議ではないでしょう、誰かが指示しているわけでしょう、それを聞きたいのですよ、実質的に指示している方。

○建設部長

実際の決定といたしますか、議論の中では、市長の考えが生きる部分もありますし、私どもの考え、原案といたしますか、実質原案ですけれども、それが生きる場合もあります。そういった中で進めているところでございます。

○高橋（克幸）委員

何かよくわからない答弁ですね。聞いていることに答えていないのですけれども、要するに今のお話ですと、そういう実質本部長の仕事がないように聞こえるのですが、市長がだめだったらだめなのだというようなお話になっているかと思うのですが、その点はいかがですか。

○建設部長

繰り返しになりますけれども、私ども、私どもなりの観点から排雪が必要であると。私どもと、大変申しわけないですが、現場から上がってくるお話からになりますけれども、そういった判断を含めた私どものお話、それから市長が、市長も独自に回られていると話されていますので、そういった見立て、そういったものをつけ合わせながら、ディスカッションしながら決めていっているということでございます。その中で、最終的には、高橋委員の言葉をおかりしますと建前という形になるかもしれませんが、最終的な決定権者ということであれば、除雪対策本部長であります副市長が決めた形になるということでございます。

○高橋（克幸）委員

今、部長は、市長も独自で回っているというお話をされました。これは建設部が、誰もついていなくて市長が勝手に回っているということなのですか。

○建設部片山副参事

今の御質問でございますけれども、市長が独自に回っている場合もありますし、私も同行している場合もございます。二つのパターンがございます。

○高橋（克幸）委員

あまりやっても同じような答えしか出ませんので、これについてはもうやめますけれども、どうも指示系統という責任の所在がはっきりしないので、この辺はもう少しわかるように今後、明確にしていきたいと思えます。

◎除雪業務の反省について

それでは、最後の質問ですけれども、今回の除雪業務、もう少しで終わりますが、終わった段階で反省なり検証なり入っていくと思えます。これはいつごろまで、どういう内容でやられるのか教えてください。

○（建設）雪対策課長

まず、本年度の作業にかかわる検証につきましては、できるだけ次の定例会、第 2 回定例会で報告できるよう取

り組んでまいりたいと思っております。

また、これを行う際には、私どもの数値的な検証もございまして、また実際に現場で作業されていた方々のいろいろな感想、それから思いもあると思っておりますので、こういった共同企業体との意見交換なり意見を聞く場面もこの期間の中で持って最終的にまとめていきたいと考えております。

それで、私が要望したいのは、1点、昨年の除雪業務に当たっての入札に関して、2社から4社という急激な変更をしたことについてであります。今年は、その検証をするときに、十分業者の方の意見も聞いていただきたいと思っております。というのは、以前も指摘をしましたが、ずっと春から夏にかけて秋近くまで各業者を呼んで打合せをして、なおかつJV対象業者を全部9月ですか、呼んで、今年はこれでやりますと言ったにもかかわらず翻したわけですよ、急に、何の説明もなく。私は、一番の原因は、そこだと思っております。ですから、春から恐らくその協議に入るでしょうし、検証の内容もやるでしょうが、私は、今年の反省を含めて、そもそもそういう認識に立ってやっていただかないと困りますし、そこが一番大きな問題だと思っておりますので、今後、この2社にするのか4社にするのかというのは、これからまた議論になりますけれども、私も徹底的に議論させていただきますが、まず今回の混乱した反省の上に立ってしっかり業者と打合せをし、協議をし、そして説明もちゃんとして、なぜこのようになるのかということ、それからどこまで納得できるかわかりませんが、できるだけ納得できるような内容で協議についてお願いをしたいと、その点について答弁をいただきたいと思っております。

#### ○建設部長

今年度の雪の検証につきましては、先ほど雪対策課長から申し上げたところでございまして、また今年度の反省点については、確かに私どもにいただく御批判とすれば、ただいま高橋委員がおっしゃったような急激なというようなことで戸惑いといいますか、そういったことがあったということで共同企業体さんの連名でのこういった要望書をいただいているところでございまして、そういった関係は、きちんと踏まえながら反省するべき点、それから改善していくべき点、これにつきましては協議といいますか、意見交換といいますか、検証を進めていきたいと考えております。

#### ○委員長

公明党の質疑を終結し、民主党に移します。

---

#### ○林下委員

##### ◎貸出ダンプの使用について

私は、予算特別委員会の中で、実は今の質問をさせていただきまして、やはり同じような回答ではありました。ですが、例えば市長が貸出ダンプについて拡大解釈によって非常に需要が増えているという答弁をされております。そのことを考えますと、今、そういう拡大解釈なり違反はないということをおっしゃっておりますから、その点については、そういう違反はなかった、拡大解釈はなかったという理解でいいですね。

#### ○建設部長

一つ、市長の答弁で拡大解釈があったので利用団体数が増えたという意味ではないのです。利用団体が、どんどん制度を長くやっている中で増えてきました。そうすると、もともとはたくさん通り抜けできる4メートルと本当の趣旨に合ったところがありますけれども、いろいろなケースが増えてきます。そういった中で、例えば行き止まりの道があった場合、それですと通り抜けできませんので、そういった場合をどうしますかといったような形、ただそれもたくさん連擔している道がある以上、それは通り抜けできませんからだめですという話には現実にはならないだろうといった中で、いろいろ先ほど申し上げました特例事項ですとかそういった場合、それからあと雪押し場についても、狭隘だから、それを積み重ねて置いてくださいというわけにもいかない。地元の方がやはり場所を確保して一定程度たまには雪を押し込んでやっていくというような事例もあったといった中で、それを現実的に

はそういったのも利用団体の要望に応える形で拡大して、範囲を広げてきたということでございまして、その中で、私どもは拡大解釈と言っていますけれども、一定程度、無地の部分をマージンをつくるような形で認めてきたことは事実でございます。それを拡大解釈と申しております。ただ、その中で私どもは現在運用している中で、これがいいですか、悪いですかといった中では、我々の現在、拡大解釈と言われるかもしれませんが、その中に反しているものはないという答弁でございます。

#### ○林下委員

私は、この問題にあまりかかわるつもりはなかったのですが、そこは議事録を 1 回精査してもらえばはっきりすることだと思いますので、それでそういうことにさせていただければと思うのですが。ただ、今、それぞれ委員の皆さんからさまざまな質問が出されておりますけれども、私どもも除雪パトロールの時点で 65 パーセントぐらいの排雪量だという報告をいただいておりますし、それ以降、例えば爆弾低気圧みたいな大雪が降ったとか、あるいは重なってきたとか、そういう非常事態が起きたというような状況では私はなかったと記憶しているのですが、そうであるとすれば、やはりなぜそんなに雪が少ないのに 3 月に入ってから、急に排雪が増えるという状況というのは何で起きたのかと、非常に私は理解がなかなかできない部分なのです。それで、ここはあまり議論してもしようがないと思うのだけれども、急増した箇所、地域とか、あるいは事業者が誰が当たっているのかということも含めて、これは取りまとめしているものがあると思いますから、ぜひこれ資料として建設常任委員会を出していただければと思うのです。

それともう一つは、本部長である副市長の役割というのが、今、議論をされている中では全く有名無実化をしているのではないかと。市長やあるいは参与が指示して、結果的には本部長である副市長があまり任を担っていないというところが非常に私は不思議に思うのですが、その点について、できれば 2 月ごろから対策会議なり開いた議事録も精査をさせていただいて提出していただければと思うのですけれどもいかがですか。

#### ○建設部長

貸出ダンプについて、少し数値的なそごがあると思いますが整理させていただきますと、雪のパトロールをやったとき 65 パーセントという数字、申し上げたと思うのですが、それは今年の排雪量等に対しての比較、ですから去年は、たしか排雪量でいきますと 31 万 7,000 立方メートル、シーズン終わるまでトータルで投げています。それに対する 65 パーセントのペースで行ったのだということでお答えしたのだと思っています。それで、それとまた予算は違まして、予算の執行額についてはそのときは触れていませんでしたけれども、ただ先ほど、前田委員から御指摘ありましたとおり、では 7,000 万円の数字に対して今年の執行額、20 万そこそこの立方メートル数なのに何で 150 パーセント行くのだというお話がありました。そこそこの予算の組み方といいますか、そこら辺が問題と言われれば、私ども課題だと言われれば、その御批判は甘んじて受けなければならない。それは、先ほどから申し上げましたとおり 7,000 万円で、持っている資料では平成 22 年度からもう 7,000 万円でずっと来ているといったことは、これまでずっとここ数年間は増額補正をしてきているのは現実です。去年も十数億から 17 億 7,000 万円予算、増やしていますから、そういった中で本体の予算が穏やかな気象でとっている中で 7,000 万円、実質的には、もう昨年だって 1 億 5,700 万円使っているのですけれども、ただ予算の組み方として穏やかな気象となると、貸出ダンプだけばんと増やすわけにはいきませんと、これいいかどうかは別として、という中で 7,000 万円、当初でということ、そういう意味では後々の補正ということを見込んでいるという甘さはあったのかもしれませんが。だから、その御批判は受けなければならないと思いますが、ただ現実に皆様の御利用いただく中で、これだけの費用がかかってきているということも現実です。そういったことで、それが皆様からもそんなに除雪費を増やせるのかというお話もありましたけれども、なかなか全部受け入れていくわけにもいかないだろうといった中で、この制度のあり方といいますか、そこら辺も一定程度見直ししなければならないだろうと。今、使われている皆さんの全部をガラガラポンしてやるということではなくて、どういった形でやると皆さん、市民の皆様の使いやすい制度になるのか、

もしくは効率のよいやり方になるのか、そういったことを点検しなければならないのではないかというお話でございますので御理解いただきたいと思えます。

**○建設部片山副参事**

副市長とのかかわりの御質問があったと思うのですが、先ほどパトロールの件で市長が独自にパトロールしていると、私も同行しているというお話をさせていただきましたが、その際には、副市長も一緒に車の中で同行をしているという状況、副市長もかかわっているということでお伝えしたいと思います。

また、除雪対策本部、市長を交えてのそういう会議の中には副市長も必ず入って参加しております。

ただ、議事録については、相当数の会議を開いていますので、一つずつ作成していない状況でございます。

**○林下委員**

私は、できれば2月の終わりまでの状況と3月以降、急増したという、そのことに関して排雪が急増しているという、その箇所とか地域とか、あるいはかかっている事業者、それを示してくださいということと、対策会議の膨大な資料になるのかもしれませんが、やはりみんながどうしてもここは非常に奇異に感じている部分ですから、ぜひその点については、建設常任委員会にでも出していただければと思うのですがいかがですか。

**○（建設）庶務課長**

貸出ダンプにかかわる2月末までの地域実施箇所の状況、それと業者の状況、これにつきましては、資料を作成いたしまして報告させていただきたいと思っております。

**○建設部片山副参事**

除雪対策本部の会議でございますけれども、相当数開いておりますが、記憶の範囲でまとめたいと考えてございます。

**○林下委員**

**◎耐震診断結果について**

報告を聞いてという部分で、できるだけ私ももう最後のほうですから重ねた質問はしたくはなかったのですが、耐震診断結果について、この報告によりますと、総合福祉センター棟は、 $I_s$  値が 0.266、保健所棟が  $I_s$  値が 0.237 と、これまで市有建物の耐震診断結果を見ても、これほど  $I_s$  値が低い、実際に使用されている建物でこういった状況になっているというのはあまり私は記憶はないのですが、 $I_s$  値が 0.2 という数値は、この資料にもありますとおり震度 6 以上の地震では、「倒壊又は崩壊する危険が高いとされている」と、こういうふう指摘をされている以上、いろいろこれから計画、考え方、まとめなければいけないと思うのですが、これは相当取り急いで判断をしなければならない、そういう建物になるのではないかと思うのですが、その点についてはどう判断されていますか。

**○（建設）建築住宅課長**

今年やった福祉センター棟と保健所棟、 $I_s$  値が 0.3 を下回っているような状況になっております。実際、昨年度、平成 26 年度行いました市民会館、総合体育館、本庁舎本館、あと別館で、こちらの 4 棟につきましても、0.3 を下回っているような状況でございます。

**○建設部松木次長**

今、委員から御心配がございましたその辺なのですが、一昨年、平成 26 年度に検査をして耐震診断を行いました市民会館、また総合体育館、本庁舎の部分については、委員にも当時、御報告させていただいた経過はあるのですが、どちらにしましてもこの耐震結果、0.6 を下回っているということで、確かに耐震性については問題がございます。ただ、この 0.6 という今、出している数値というのは、建物全体ではなくて、当然、階ごとにやっております。その中で一番厳しい、一番悪い部分の数値を、今、載せております。ですから、例えばある階ではいいのだけれども、一番下の階ではだめなので全体としては下回っているというような状況にもなっている部分もご

ざいます。ただ、そうは言っても、その耐震性というのは確保されていないということは明らかなことですので、先ほども申し上げましたが、総合管理計画の中とか、そういった中で今後、検討を進めてまいりたいと考えてございます。

#### ○林下委員

先ほど高橋克幸委員からも御指摘がありましたから、いろいろこれからデータの的にも明らかになっていくと思うのですが、総合計画なり何なりで、できるだけ早く対策ができるようにやっていただかないと、これが市民にも広く知られることになると、やはり多くの市民が利用している建物ですから、ぜひそういう意味での検討を進めていただきたいと思います。

#### ◎小樽内橋の事業について

それでは、本題に入りますけれども、実は、予算特別委員会で、この予算にまつわる部分については承認をされておりますから、本来であれば、私も予算特別委員会でやろうと思っていたのですが、今回小樽内橋の解体撤去事業というのが 500 万円の予算が措置をされていると。実は、昨年度は 1,000 万円の予算をつけておまして、しかし私も非常にどう思い起こしても、この小樽内橋についての事業計画というか、そういったものについて、あまり説明をいただいた記憶がないのです。それで、昨年と今年度の予算でどういった事業が行われて、これからどういった事業を行うのか、その点について、まずお示しをいただきたいと思います。

#### ○（建設）建設事業課長

小樽内橋の件でございますけれども、今お話にありますとおり予算計上を始めて事業をスタートしたというのが今年度といたしますか、平成 27 年度からのスタートとなっております。平成 27 年度の事業内容というところでございますけれども、川にかかっておりますので、まず河川協議というところを進めていかなければならない部分がありまして、関係機関との協議という部分、それと次には現況測量ですね、測量を行っています。それから地質調査ですね、ボーリング等の地質調査をやって基本設計ということをやりました、実際に撤去するのであればというような形になるのかという基礎資料の取りまとめを平成 27 年度はやってございまして、28 年度の予算につきましては、それを基に詳細設計を進めていきたいと考えておまして、それで実際のところの撤去金額なんかは試算されるとお思いますので、その後につきまして、実際にいつ撤去していくのかというのは、その後、庁内で打合せなどを行いつつ決めていくものだと思っております。

#### ○林下委員

私は、なぜこのことに注目をしたかと言えば、教育予算に関連して望洋台ジャンツェが 16 億円も無駄な投資をしたと大きく新聞にも取り上げられましたので、こんな橋があったのかというところから始まって、少し調査、私なりに調べてみたのですが、非常にこの橋の歴史というのは古くて、最初、東側の銘板は 1965 年、今から 51 年前にこの橋をつくって、そして西側の銘板には 1982 年 6 月となっていて、17 年間、この橋をつくるのにかかったのかあるいは何があったのかわかりませんが、両岸で非常に年代が違っている。そして、そういった歴史を調べていくと、実は昭和 60 年ころに既にこの小樽内には住民が 3 戸ほどしかなくて、その 3 戸が 60 年代にもういなくなって、事実上、小樽内という地域は消滅したということになっているんですね。ですから、もしかしたらこの橋は、住民がいなくなってからつくられた橋なのか、非常にそういう疑惑というか疑念が湧くのですが、これは、この橋を撤去するというのは、相当やはり困難な作業になるのではないかとお思います。それで、今、ここで 30 年以上も放置されてきたその橋を撤去するに至る根拠、どこか国とか道から指摘を受けてやらなければならないという決断をして予算をつけたとは思いますが、それともう一つは、この事業にかかわる、専門家の皆さんがおよそこのぐらいいはかかるだろうという見込みみたいなものは立てられておられますか。

#### ○（建設）建設事業課長

今の撤去に至る背景というところでございますけれども、まずいろいろ昔からありまして、少し長くなってしま

うかもわからないのですが、小樽内橋ですけれども、これにつきましては、古くは明治時代の以前からありまして、それで明治 20 年に新川が当時の北海道庁によって新しくつくられて、そのときに大体これぐらいの幅ができたというようなことが言われております。

それで、銘板の話ですが、その間も何度も川の氾濫によって橋が流されておまして、何度もかけ替えて部分的にいるところがございます。1965 年につきましては、微妙に違うのかもわからないのですけれども、昭和 41 年に大水害が起こりまして、そのときに復旧工事で、まず一つかけているというのがございます。これ 43 年ぐらいに終わっているはずですね。そして、その次も何度も流されまして、昭和 56 年にも流されたときがありました。それでまたかけ直しているところがたぶん言っていた 82 年というところだと思います。まだ、先ほどのお話ですと住民の方が住んでいたというところがございますが、それで現状なのですけれども、昭和 60 年なのですが、そのときにはもうたぶん住んでいらっしやらないころなのですが、また落橋をしております。というのは、全長で約 140 メーターございますけれども、そのうちの 44 メーターが今、橋がかかっている状況で通行不可能な状況になっております。当然、住民の方も利用される方もいらっしやなくて、それから今日に至るまで現状が通行不可能というような状況になってございます。

それで、撤去の背景といいますか状況がそんな感じなのですが、川が 2 級河川でございまして、北海道が管理する河川、新川ということでございまして、当然河川法に基づく河川占用許可を知事から取得している状況であるのですけれども、河川法の許可条件というような部分の中で、基本的には河川の安定的な流水に対して支障となるようなものの設置は認められていない部分でございまして、道路橋につきましては、その占用目的、公共性に鑑みて、許可されているような状況であります。しかし今、こういうような状況がありますし、両側に続いていた市道も今は通行ができない状況になっているということでございまして、占用許可における占用目的が消失しているところから、河川法に基づき目的が消失しているのであれば、法令にのっとって撤去していただきたいところと言われております。

それで、当方では来年度の実設計によりまして実際の撤去の金額がはっきりわかってくると思いますけれども、今は数億円のお金が撤去にかかるという点を試算しているところでございます。

#### ○林下委員

大変な歴史的なものを預かってしまったと思っているでしょうけれども、先ほど耐震のお話もしましたが、小樽市には除却すべき施設、あるいはその対象となる物件、さまざまな対策をとらなければならない物件が総合計画によりますと、40 年間で 2,530 億円もあって、年間 63 億円のペースでやっていかなければならないという私も資料を少し見て、これは大変なことだと思ったのですけれども、今、お話があったように河川法による許可条件だから知事からそういう指示を受けていると、そういうことでありますが、やはり実際、例えばあの川に関して言えば、船が通ったりすることはほとんどないそうです。地元の漁師の話でも、中央では一定の深さがあるのだけれども、両岸が非常に浅くなっているから、船は航行することはないというお話です。ですから、そういう緊急性というか、何かそれが物すごい支障になっているという状況ではないとすれば、優先順位がもっと下がってきていいのではないかと思うのですが、その点についてはどうでしょうか。

#### ○（建設）建設事業課長

緊急性がないというような話がありますけれども、実は、先ほど申したように平成 27 年からお金をつけた上で事業は実施しておりますが、事務方の協議というのは、大分前から行われております。今、申したように 60 年代に通行不可能になってから、占用許可にも許可の期間というのがございまして、今まで実は更新をしてきたと、更新を重ねてきたという状況であります。その中で、その更新のたびにあの橋を撤去しなさい、どうするのだと、使うのかと、かけ直すのかというようなお話を河川管理者からは事あるたびに言われておりました。我々としては、断続的に協議をずっと続けてきた次第でありまして、結論が出ずに実質的には待ってもらっていた状況となってしまう

たようなことをございます。

ただ、数年前になりますけれども、もうそろそろ結論を出しなさいということを強く言われまして、それからまたさらに 3 年ぐらい協議を重ねまして、庁内でもいろいろな議論を重ねた中で法令遵守というところがありまして、やっとその予算を計上したというところをございます、突然、実は始めたところではなくて、かなり数年来、何十年来の協議の末に実施したというところをございます。

#### ○林下委員

経過についてはよくわかりましたし、大変な荷物を預かっている皆さんは、頭の痛い問題だと思いますけれども、いずれにしても数億円もかかる事業ですから、これはもう市の単独事業ではなかなかし得ないと思うのですが、そういう資金計画とか、そういったものについては、どのように考えておられますか。

#### ○（建設）建設事業課長

少し残念な部分ではあるのですが、公共施設の撤去のみという部分につきましては、基本的な補助ですとか交付金ですとか、そういったものが現状としてはないような状況があるのですが、いいのか悪いのかというか、少し救いの手といいますか、そういった部分があるのが平成 26 年度以降になるのですが、現在、本市でも策定作業を進めております公共施設等総合管理計画、これに基づいて行われる公共施設等の除却につきましては、今後、26 年度以降につきましては地方債の対象になるということをございますので、我々としては、こういった制度を活用した上で実施に向けて検討をしていきたいと考えてございます。

#### ○林下委員

それでは、質問を変えます。

#### ◎旧寿原邸の維持・管理について

旧寿原邸の維持管理費として 66 万 6,000 円が計上されております。これまでの点検・調査の結果と現状における経年劣化というような変化が出ているのか、そういった点についてお示してください。

#### ○（建設）公園緑地課長

ただいまの旧寿原邸をございますけれども、この建物は、もう委員も御存じのとおりかと思いますが、昭和 61 年度に寿原家から寄贈を受けまして、その後、昭和 63 年より一般開放をずっと続けております。平成 3 年には、市指定の歴史的建造物にも指定されている由緒ある建物と認識しております。

昭和 63 年よりずっと一般開放してきたのですが、いかんせん大正元年の建物で、建物自体の劣化が大分進んでいるということで、平成 24 年に屋根からの雨漏りが少し発見されたものですから、漏電の関係とかもありますので危険だということで、一般開放をそれ以降は中止して、あわせてこの建物の修繕計画の策定計画を平成 25 年度に立てております。その結果につきましては、やはり建物が大分老朽化しているということで、屋根ですとか外壁がかなり劣化しています。建物本体についても一部傾いているところがあるということで、これを直すとなると多額の費用がかかるということになっております。それ以降につきましても、雨漏りについては応急措置をしまして、それ以降は、平成 25、26、昨年というか、今年も含めて、そういうような形で必要最低限の対策をしているところをございます。

#### ○林下委員

非常に、今までいろいろ維持管理費ということでは対策をとってきたと思うのですが、調査時点の経過では、屋根や土台については、工事を急ぐ必要があるという何か答申が出たと記憶しているのですが、昨年までいろいろなそういう状況の変化もあるのでしょうかけれども、相当多額、当時、私は 1 億数千万円の費用が必要だと言われていたと思うのです。やはり先ほどお話があったように一般開放、NPO もいろいろな活動を通じて、非常に実はリピーターが増えて見る人もたくさん増えてきたという矢先にこういった状況になって一般開放を中止せざるを得ないと。私は、維持管理費ばかりではなくて、いずれどうするのかということが問われている時期だと思うので

す。例えば今、日本遺産に指定しようとか、いろいろな話があると思うのですが、そういった展望を持ってやっていかないと、なかなかこれ単独で対策をとるということは非常に難しい状況ではないかと思うのですが、その点について何かお考えがあればお願いします。

○（建設）公園緑地課長

建物の今後につきましては、一般開放をしているときは、地元の町会とかでよく俳句ですとか短歌ですとか茶道だとかという文化団体、老人クラブ等で結構利用されていたのですが、修繕に関して一番ネックになっているのが、やはり直した後の活用計画というのですか、それがはっきりしていないというか、これまでどおり一般開放するにしても、それなりの維持管理費等がかかりますので、直した後の活用計画をいろいろ今もボランティア団体とか、相談してはやっているのですが、その辺がまだはっきりしていないというか、というのがあって、なかなか修繕まで行っていないという状況でございます。

ただ、委員もおっしゃったように日本遺産の指定に向けて、うちの市でも今年からですか、いろいろやるという話も聞いていますので、そういう中で、この歴史的建造物の活用について、もう少し盛り上がりというのですか、そういうのができた段階で修繕に向けて検討していければとは考えてございます。

○林下委員

私も何とかこの小樽の歴史的建造物を再生させるために何かしなければならぬ時期だということについて対応をしたかったのですが、やはり問題は資金をどう確保するかということにかかってくると思うのですが、今、担当として何か考えて、資金対策としてどんなことが考えられるのか、あるいはこれを再生させるためにどんな手法があるのか、その点については検討されていますか。

○（建設）公園緑地課長

まず、具体的にこの資金の確保については、考えてはいるのですが、個人的には今年からのふるさと納税の制度も拡充されるという話も聞いていますので、その中で何かうまく手当をできないかというのも一つの案かなど。

あと、ボランティア団体でも、いろいろ建物の活用について計画もしていると聞いていますので、その辺と一体となって何とかいい方向に向いていけばとは考えてございます。

○委員長

民主党の質疑を終結し、石田博一委員に移します。

---

○石田委員

◎報告を聞いて

私も報告を聞いて 1 点だけ、耐震の診断結果についてでありますけれども、先ほど、高橋克幸委員からの提出依頼を受けているその表に、この数値が例えば  $I_s$  値 0.3 以下だと、震度 6 以上の地震に対して倒壊又は崩壊の危険が高いと。であれば、この数値であれば、何ぼまでは何とかもつのかというところを少し入れていただければということをお聞きしたいのですが、大丈夫でしょうか。

過去、小樽で震度 5 までのは、私、経験しているのですが、それ以上の地震は来たことはないのですね、震度 2、震度 3 はしょっちゅうあったかと思うのですが、それが震度 5 でも不安なのか、震度 4 以下ならほぼ大丈夫なのか、そこら辺もつけ加えて出していただければ。

○（建設）建築住宅課長

これは、新耐震と言われる昭和 57 年以前の建物なのですが、昭和 57 年以前にでも、当然日本の建物なので耐震性というのは考えていまして、その当時、昭和 57 年以前の基準というのは、震度 5 強でもびくともしないというか、そういうことを目標にしてつくられている建物であります。それ、新耐震以降といいますか、現在の耐震

基準は震度 6 強でも人命というか、そういうのをなくさない程度の崩壊までは許されるみたいな少し技術的なことになるかもしれないのですが、そういう設定している目標が違うので、この数字が低いからといって今すぐ壊れるとかということではないのかと思っています。

○石田委員

震度 5 強という基準と言いますけれども、経年劣化という部分もありますから、果たして、今、その強度があるかどうかというのもわからないので、当時は、こんな 0. 何ぼという Is 値で出すような方法はしていなかったと思うのですが、そこら辺もしてできるのであれば、それを足していただければお願いしたいと思います。

本題に入っていきます。

◎貸出ダンプについて

それではまず、貸出ダンプについて質問をいたします。

先ほど前田委員から、今年の降雪量、積雪深という質問がありましたが、できれば平成 22 年度、過去 5 年間、そして今年という形でその推移をお聞かせください。

○（建設）雪対策課長

平成 22 年からの推移で、降雪量及び積雪量について御説明させていただきますが、降雪量につきましては、11 月から 3 月までの間の期間の降雪量というところで答弁をさせていただきたいと思います。

また、積雪深につきましては、この間の最大積雪深ということで御説明をさせていただきますが、平成 22 年度につきましては、累計の降雪量が 682 センチメートルで最大積雪深が 133 センチメートルとなっております。同じく平成 23 年度が 661 センチメートル、それと 125 センチメートルということでございます。平成 24 年度は 665 センチメートル、そして 155 センチメートル、次に平成 25 年度が 654 センチメートル、148 センチメートル、平成 26 年度が 585 センチメートル、140 センチメートルとなっております。それに対しまして、平成 27 年度につきましては、先ほども御説明させていただきましたが、3 月 9 日現在で 458 センチメートル、この間の最大積雪深は 89 センチメートルとなっております。

○石田委員

それで、過去 5 年間の平均の値を、私、それで計算してみたのですが、今年は、降雪量では約 130 センチメートル少ないですし、それから積雪深でも 51 センチメートル少ないわけです。それのおかげというのか除排雪の総予算に対して、実際の執行額は 3 月 9 日現在で 84 パーセント程度の執行率と伺っております。

ではもう一つ、同じく平成 22 年度から 27 年度までの貸出ダンプの予算額に対しての執行額は幾らになっているかお答えください。

○（建設）庶務課長

貸出ダンプの予算額、それと執行額の推移でございますが、平成 22 年度から申し述べます。それで、予算額に対して執行額という形でお答えさせていただきます。

平成 22 年度、7,000 万円に対して 9,282 万 3,642 円、平成 23 年度 7,000 万円に対して 9,541 万 5,482 円、平成 24 年度 6,800 万円に対して 1 億 1,761 万 1,611 円、平成 25 年度 6,700 万円に対して 1 億 3,987 万 8,834 円、平成 26 年度 6,800 万円に対して 1 億 5,784 万 3,413 円、平成 27 年度、これにつきましては執行額については 3 月 10 日現在のものでございますが、予算額 7,000 万円に対しまして 9,975 万 7,103 円となっております。

○石田委員

それに続けて、同じくこの 6 年間の総排雪量と、それを処理するために派遣されたダンプの台数をお答えください。

○（建設）庶務課長

ダンプの派遣台数と総排雪量でございますが、平成 22 年度、これにつきましては排雪量が 23 万 3,947 立方メー

トル、ダンプにつきましては 2,354 台です。平成 23 年度につきましては 23 万 2,734 立方メートルに対しまして 2,259 台でございます。平成 24 年度につきましては 28 万 396 立方メートルに対しまして 2,838 台でございます。平成 25 年度につきましては 30 万 9,153 立方メートルに対しまして 2,962 台でございます。平成 26 年度につきましては 31 万 7,390 立方メートルに対しまして 2,853 台でございます。平成 27 年度、これにつきましては、3 月 10 日現在の数字でございます。20 万 1,099 立方メートルに対しまして 2,406 台となっております。

○石田委員

そこで、まず平成 23 年度までは、執行額がぎりぎり 1 億円以内でおさまっているのです。ところが、24 年度からは 1 億 1,700 万円、25 年度は 1 億 3,900 万円、26 年度は 1 億 5,700 万円と毎年 2,000 万円ずつ増えてきていますと、これは平成 27 年第 4 回定例会の本会議でも、お話ししていたのですが、そして今年度は、3 月 10 日現在で予算 7,000 万円に対して、ほぼ 1 億円という 9,975 万円、約 1 億円となっております。最終までは、まだ少し増えるということですが、何とかこら辺でとまってくればとは願っているのですが、しかしこれだけ雪が少ないのにこの数字で計算しますと、実際に予算に対する執行額が既に 143 パーセント、先ほどの試算では 150 パーセントぐらいまで行きそうだというお話も聞きましたが、これはいささか問題なのかと、私、思うのです。

そこで、もう一つお聞かせください。3 月 10 日現在で構いませんので、貸出ダンプの実施済団体数、これをお示しください。

○（建設）庶務課長

3 月 10 日現在の貸出ダンプの実施済団体数でございますが、まず申込みにつきましては 555 団体からの申込みをいただきました。3 月 10 日現在の実施済団体数でございますが、これにつきましては 433 団体です。現状では、3 月 10 日現在では 85 団体がキャンセルしたという状況でございます。

○石田委員

そうしますと、昨年は、総排雪量が 31 万 7,390 立方メートルと、それで 442 団体の利用なのですね。今年度は、排雪量が約その 3 分の 2、20 万 1,099 立方メートルしかないのに、既に 433 団体が利用済みということになっているのです。これでは、少し多すぎるような気がするのです。要するに私が言いたいのは、まだまだかき分け除雪やロータリー車の活用で済むようなところまで貸出ダンプの派遣を許可してきた、除雪対策本部の方々にも少々問題はあろうのではと考えてもみたのですが、またこの除雪対策本部にこの間、行きまして、翌日の貸出ダンプ派遣予定の資料をいただきまして、これ、しかも地図つきでいただきまして、そのうち全ては時間的な都合で回れませんが、何か所かやはりその現状をパトロールしてきましたが、どう見ても、排雪を入れるほどの状態ではありませんでした。そして、こら辺を除雪対策本部の方々も、これから前日と言わず、三、四日ぐらい前から予定が決まっているわけですから、その道路状況を見極めて、場合によっては中止をさせたり、それからそれでも少しひどいということであれば、しかし排除までは来ていないと、であれば、除雪という部分でロータリー車を入れるだとか、そういう形で切り替える。もちろん、これは地域住民との了解の上でということになりますけれども、そういった臨機応変な対応が考えられるのではないかと思うわけでありませぬ。

それともう一つは、これは私の見解というか理解の仕方が間違っているのかもわかりませんが、こういう見方をしてみました。排雪量をダンプの台数で割ってみますと、1 台当たりのその年の処理能力が見えてくるのです。そうすると、昨年までの 5 年間で計算して、平均出しますとおおむね 1 年 1 台当たり 103 立方メートルの雪を処理していたという計算になりました。今年、同じ計算方法でやりますと、1 台当たり 83 立方メートル、つまり 8 掛けなのです。結果、これで、これが私の解釈が間違っているかもしれませんが、雪が少ないのに 1 台当たりの作業効率が落ちているのではないかと。裏を返せば、派遣台数が 8 掛けでも同じ仕事ができたのではないかと、そういうふうな考えてしまったのですが、これについて見解を求めたいのですがお願いします。

### ○建設部片山副参事

まず最初に、臨機応変な対応が必要ではないかということでございますけれども、貸出ダンプ制度が昭和 54 年に設立された市民との協働の取組ですので、引き続き、地域の事情もございまして、地域の方々とコミュニケーションを図りながらいろいろな状況も把握しながら、この貸出ダンプ制度の運用を進めてまいりたいと考えております。

また、それから委員がおっしゃりました作業効率が落ちているのではないかとございまして、我々の認識としては、現場、今年パトロールを強化させていただいて見えていますけれども、1 日で終わる作業ばかりではなくて、午前中に作業が終わってしまったりですとか、そういう状況も見受けられますので 8 割ということですが、雪が少なかったと、そういう状況もあるのかとは考えてございます。

### ○石田委員

ということは、単純に雪が少なかったことが最大の原因であろうということなのですね。私、少し意地悪く考えて積載量が足りなかったのではないかと考えたことはあったのですが。

それでは、続きまして貸出ダンプ排雪箇所の件であります。

本会議でも質問をしておりますけれども、特例があったり、市長の言葉では拡大解釈があったりということで、長年の中でその申請許可箇所が増えてきていると御答弁をいただきました。そのため申請件数も増加し、予算全体の中の貸出ダンプの部分だけ見ても毎年膨れ上がってきているという、こういう現状でございまして。

平成 22 年 10 月に定めた運用方針、貸出ダンプ制度を利用した排雪箇所の特例を資料をいただきまして読みました。原則は、「通り抜けができる道路で除雪路線に接続した生活道路」となっておりますが、特例では、「一方が除雪路線に接続した」と表現が変わっております。

また、駐車場についても、原則は「一切禁止」ですが、特例では、例えば「日常通路除雪における雪堆積場として使っている場合」や「駐車場を利用することにより、一般交通の安全や効率的な作業が確保できる場合」などは認めているということなのです。でも、これではもう原則もへったくれもなく、もう何でもオーケーみたいな規約になってしまっているという可能性があります。これを今後もずっと適用していくのであれば、ますます利用者は膨れ上がりますし、一般排雪との差も出てくるという、そういう気がしてならないわけですが、除雪対策本部としては、これの件については検討の余地はあるのかどうか、お聞かせください。

### ○建設部片山副参事

委員御指摘の雪堆積場、規模的には雪押し場という範囲になろうかと思っておりますけれども、それを活用した除雪というのは、市としても市の路線排雪においても目指す方向の一つと考えてございます。ただ、駐車場の排雪については、制度上認めておりませんので、その辺はしっかり確認していきたいと考えております。今年、パトロールも強化していますが、駐車場の排雪をしている状況は、我々としては確認はとれていませんけれども、あらゆる機会を通じて駐車場の排雪については確認をさせていただきたいと。もし、そういう事例が発見なりできましたら、それは厳しく指導していきたいと考えてございます。

### ○石田委員

これ、やはり私ももう少し突っ込みたいのですが、あえてお聞きいたしますが、例えば特例が認められない箇所に駐車場があって通路もあってという場所は幾つもあると思うのですが、駐車場に雪があるまま、その周辺の道路の雪を駐車場にいったん集めて、先ほど作業効率うんぬんというのであればオーケーですということですから、駐車場に集めて、その場所から一気に積込み、排雪という作業をやれば、どこでも排雪できることになってしまふのですよ。結局、これはもともと駐車場にあった雪が赤い色で、後で道路から持ってきた色が黒い色ですから識別して駐車場の雪は残しましたと言いきれるのであれば別ですけれども、無理ですから、現実、駐車場の雪もやっ払いという、こういう甘いルールになっているのです。ですから、この部分は、これからすぐ変えるといつて

もなかなか大変でしょうが、これもまた来年度もこのままでいくのか見直しを徐々にはかけていくのか見解を求めます。

**○建設部片山副参事**

先ほども御答弁させていただきましたけれども、駐車場の排雪については、この貸出ダンプ制度は認めてごさいませんので、委員御指摘のとおり曖昧な部分もあろうかと思っておりますので、現地の確認方法ですとか、その辺を含めて事前に駐車場の排雪についてはどういう契約で排雪しているのか、そういう確認も含めて適切に利用されていることを確認してまいりたいと考えております。

本来、この制度は、除雪の入らない私道や市道において、沿線住民の皆さんが道路を確保し、冬の安全で安心な生活を支えるために創設されたものであります。もともと第3種路線中心にこの制度が活用されていましてけれども、市の除雪路線になっているところにも貸出ダンプが入ったり、どんどん制度が拡大されてしまいました。例えば、市の除雪が1回入り、貸出ダンプが2回入ると全部で3回入ることになり、排雪路線ではないところは、いくら頑張っても2回しか入れないという計算になります。市民に不公平感を与える要因にもなっているのではないのでしょうか。

それに加え、先ほどのパトロールの件でもお話いたしました。アスファルトもすっかり見えていて、幅員も確保されているような箇所に貸出ダンプの派遣を許可したり、また幅員の拡大においても、通常、電柱までというところを民家の壁や塀ぎりぎりまで広げたりという現状も見えてまいりました。来年度に向けさまざまな課題があると思いますが、車両に対するチェック体制、申請書受理に当たってのチェック体制、排雪時のガードマン、積載量、ダンプの安全走行の徹底や排雪箇所のしっかりとした把握を心がけ、できるところから見直しをかけ、年々よりよいものにしていくようお願いいたしますが御検討願えますか。

**○建設部片山副参事**

貸出ダンプの利用につきましては、今年度パトロールを強化させていただきました、実態把握に努めてきたところでございます。今年度の作業状況を検証させていただいて、貸出ダンプ制度の改善に向けて検討してまいりたいと考えておりますが、この貸出ダンプ制度は、やはり市民と協働の取組でございますので、地域の方々と今後の制度のあり方、運用について話合いの必要があるということで考えております。

**○委員長**

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

なお、再開時刻は、追ってお知らせいたします。

休憩 午後 5 時 17 分

再開 午後 5 時 38 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、一括討論に入ります。

**○川畑委員**

共産党を代表して討論いたします。

継続審査中の陳情第4号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方についてですけれども、陳情の実現に当たって、地域住民の方も一気に道路や側溝改修を実施することが困難であること、そのように理解させていただいて、雪解け後にはオーバーレイなどの応急措置が検討をされております。そのような中で、平成27年度の臨時市道整備事業計画には組み入れられませんでした。各委員の賛同によって早い時期に着工が可能だと思われま

陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方については、この地域は雪押し場としての適当な空き地も少なく、排雪可能な場所も見当たりません。積雪時期には市道北山中学校下通線、赤岩通線が 1 車線となって車の交差にも苦勞しているのが実情です。第 2 種路線としての今期から除排雪体制がより改善されましたけれども、地域住民の安全、車両事故の防止の観点からも特段の配慮が必要であり、陳情の意図は妥当だと思います。

#### ○前田委員

自民党を代表して、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について及び陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方については、継続審査を主張して討論を行います。

陳情第 4 号につきましては、平成 27 年第 4 回定例会の本会議でも申し述べましたとおり現地視察を行い、陳情箇所の実情は地域住民のお話をお聞きして十分に認識しております。

また、陳情第 10 号につきましても、同じく平成 27 年第 4 回定例会で申し述べましたとおり現地視察を行い、陳情箇所の実態、実情については、直接地域住民からお話をお伺いして十分に認識しております。

なお、詳細につきましては、本会議場で詳しく述べさせていただきます。

また、本委員会で継続審査が否決された場合、自席にて棄権の態度をとらせていただきます。各会派、各議員の賛同をお願いして討論といたします。

#### ○高橋（克幸）委員

公明党を代表し、陳情第 4 号市道御膳水仲通線の側溝一部改修方について、陳情第 10 号赤岩 2 丁目道路の除・排雪対策方について、継続審査を求める討論を行います。

まず、陳情第 4 号であります。現地では、これまでも当面の措置が行われてまいりましたし、以前の委員会の質疑でも要望してまいりました。しかし、この道路は狭隘な道路であり、側溝が設置されていないところでは、道路用地の境界が確定されておらず、測量の費用をはじめ、事業全体の予算内容と市全体の事業内容も含めて時間をかけて審議すべきと考えているところであり、継続審査を主張するものであります。

次に、陳情第 10 号であります。この陳情については、先ほどの委員会で質疑しましたけれども、私の要望しました点については、今後の検証ということで御答弁をいただきました。ただ、この道路は狭隘でありまして、道路構造の問題もあります。また、委員会でも質疑を再度しましたけれども、公的施設の建設時には市と地域との間で除雪についての協議もあったようではありますが、現在、いまだ確認をできていない状況であります。これも含めて、さらに審議が必要であると思いますので、継続審査を主張いたします。

なお、継続審査が否決された場合は、自席にて棄権の態度をとります。

以上、本会議で詳しく述べますが、議員各位の御賛同をお願いし、討論といたします。

#### ○委員長

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第 4 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

#### ○委員長

起立少数。

よって、継続審査は否決されました。

次に、ただいま継続審査が否決されました、陳情第 4 号について採決いたします。

採決と決定することに賛成の方は御起立願います。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、陳情第 10 号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の方は御起立願います。

(賛成者起立)

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、ただいま決定いたしました以外の各案件について、一括採決いたします。

議案は可決と、所管事務の調査は継続審査と、それぞれ決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

では、最後になりましたが、この 3 月末を持って退職される理事者の方がおられますので、ここで御紹介し、御挨拶をお願いしたいと思います。

(理事者挨拶)

○委員長

ありがとうございました。

長年にわたりまして、本当にお二人とも市政発展のために尽くしてこられた努力に対しまして改めて敬意を表しますとともに、委員を代表しまして感謝を申し上げたいと思います。

第二の人生におかれましても健康にだけは留意をされて、ますます御活躍されることを心から御祈念申し上げる次第でございます。

大変に御苦労さまでした。本当にありがとうございました。

以上をもちまして、本日はこれをもって散会いたします。